

ミャンマー投資環境資料

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほリサーチ&テクノロジーズ

調査本部

2024年5月

ともに挑む。ともに実る。



I. 基礎情報

【I-1】アジア主要国経済指標	P.3
【I-2】基礎データ・概況	P.4
【I-3】経済構造	P.5
【I-4】経済・産業の特徴	P.11
【I-5】経済情勢	P.12
【I-6】経済発展上の課題	P.13
【I-7】経済発展上の強み	P.14
【I-8】投資におけるカントリーリスク	P.15
【I-9】直接投資動向	P.17
【I-10】サプライチェーンの動向	P.21

II. 投資関連情報

【II-1】労働関連情報	P.23
【II-2】経済特区・主要工業団地	P.26
【II-3】会計・税務関連情報	P.28

III. 拠点設立

【III-1】進出形態	P.32
【III-2】拠点設立フロー	P.36
【III-3】撤退	P.38

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】投資規制	P.40
【IV-2】投資誘致	P.49

V. その他

【V-1】みずほ銀行ヤンゴン支店のご案内	P.54
【V-2】業務提携	P.55

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

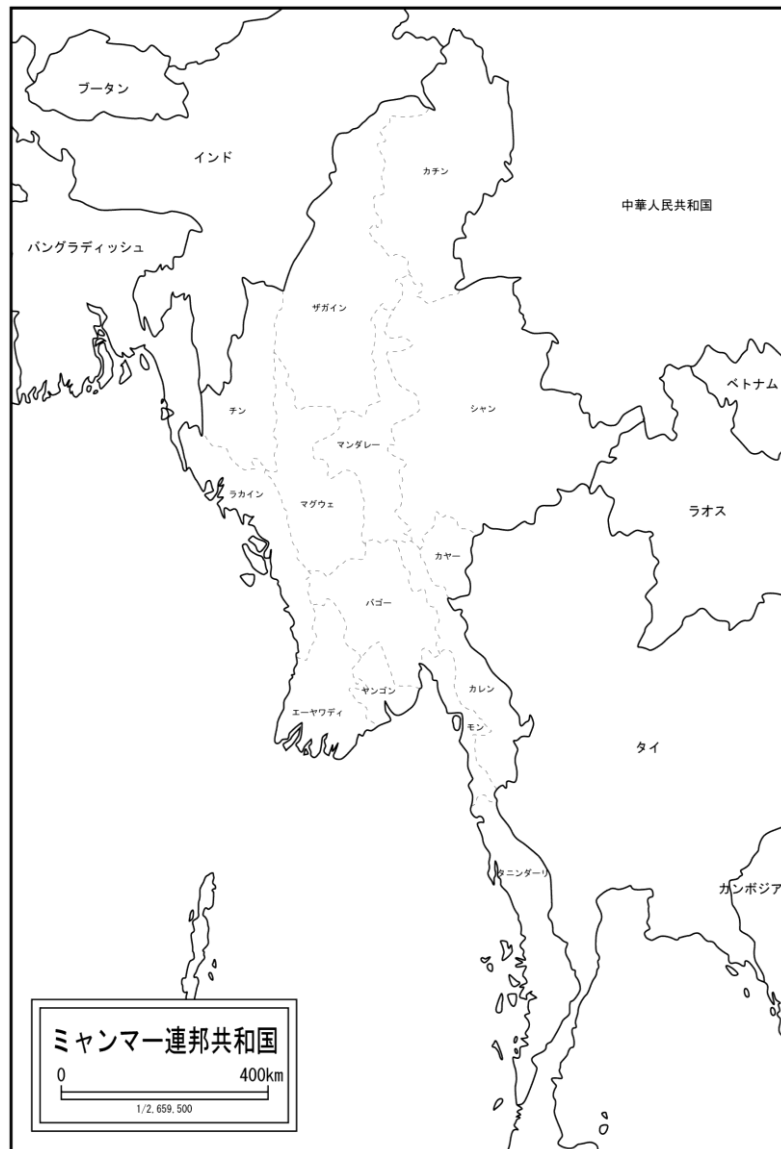
国・地域名	日本	中国	韓国	シンガポール	インドネシア	ベトナム
人口 (百万人)	124.6	1,411.4	51.6	5.9	277.4	100.3
名目GDP (億米ドル)	42,129	176,620	17,128	5,014	13,712	4,337
実質GDP成長率 (前年比)	1.9	5.2	1.4	1.1	5.0	5.0
一人あたりGDP (米ドル)	33,806	12,514	33,192	84,734	4,942	4,324
2024年GDP成長率見込み	0.9	4.6	2.3	2.1	5.0	5.8
信用格付(S&P) as of Mar 2024	A+	A+	AA	AAA	BBB	BB+
国・地域名	フィリピン	タイ	マレーシア	カンボジア	インド	ミャンマー
人口 (百万人)	112.9	70.2	33.1	17.0	1,428.6	54.2
名目GDP (億米ドル)	4,366	5,149	4,156	419	35,721	645
実質GDP成長率 (前年比)	5.6	1.9	3.7	5.0	7.8	2.5
一人あたりGDP (米ドル)	3,868	7,337	12,570	2,460	2,500	1,190
2024年GDP成長率見込み	6.2	2.7	4.4	6.0	6.8	1.5
信用格付(S&P) as of Mar 2024	BBB+	BBB+	A-	n.a.	BBB-	n.a.

(出所) IMF - World Economic Outlook Database March 2024 Edition / S&Pのホームページより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

※数値は2023年ベース／2024年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

S&P格付定義：A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付に比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい
BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い
BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対して脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。

※S&P信用格付については2024年3月31日時点



ミャンマー基礎データ

【人口】	5,420万人（2024年IMF推定）
【面積】	68万km ² （日本の約1.8倍）
【首都】	ネピドー
【言語】	ミャンマー語（公用語）、各少数民族語
【民族】	ビルマ族68%、シャン族9%、カレン族7%、ラカイン族4%、中国人3%、インド人2%、モン族2%、その他5%
【宗教】	仏教徒87.9%、キリスト教徒6.2%、イスラム教徒4.3%、アニミスト0.8%、ヒンズー教徒0.5%、その他宗教0.2%、無宗教0.1%
【通貨】	ミャンマー・チャット（MMK）
【政治】	大統領制、共和制
【主要産業】	農業、製造業
【名目GDP】	645億米ドル 一人あたりGDP: 1,190米ドル（2024年IMF推定）
【GDP成長率】	2.5%（2024年IMF推定）

ミャンマー概況

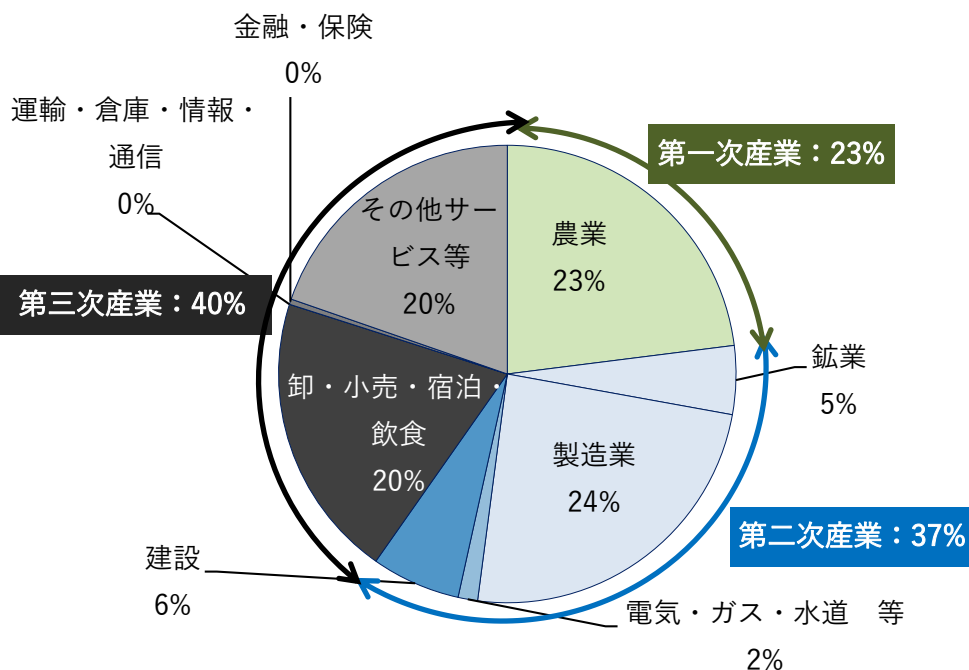
- ミャンマーは、中国、インドの2大国に挟まれ、また、ラオス、タイ、バングラデシュの計5ヵ国と国境を接する
- 東アジア、東南アジアおよび南アジアの中継地であり、また、中国およびメコン地域のインド洋側出口という戦略的立地に位置する
- 天然ガス、石油、森林資源、鉱物資源、宝石（翡翠、ルビー等）などの天然資源が存在。その他産業においては、低廉労働力を活かし縫製業の発展が目目されている
- 2021年2月、ミャンマー国軍が全土に非常事態宣言を発出、全権を掌握。2024年3月現在、非常事態宣言継続中

（出所）外務省、IMF、米国中央情報局、ミャンマー労働・移民・人口省、freemap.jp等より みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 製造業のシェアはティラワ経済特区（SEZ）での工場稼働などもあり、2011年以降は24%程度を維持し、農業と共に経済を支える産業となった
- その他、内需型産業（小売業・飲食業等）のGDP創出も活発

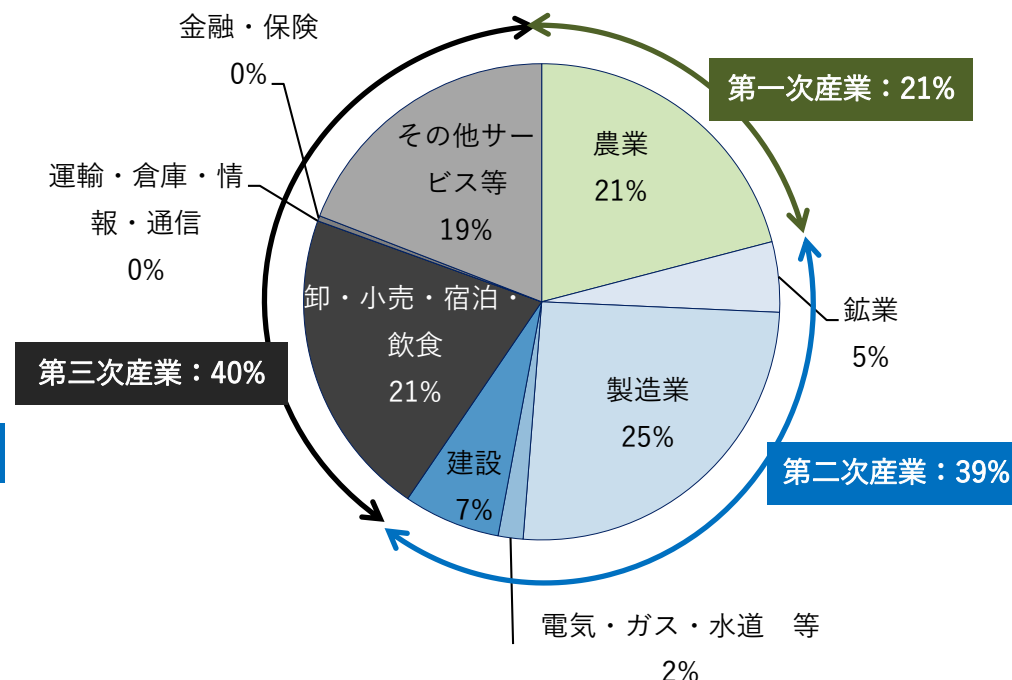
産業別GDP構成比（2011年と2020年の比較）

2011年



2020年

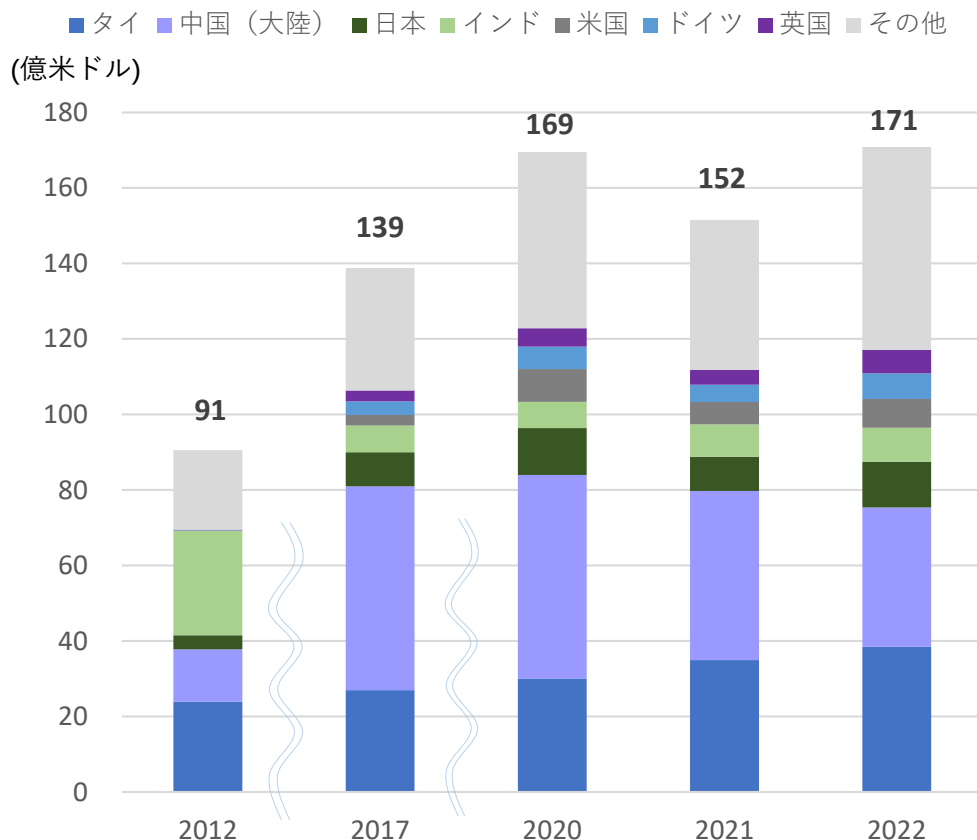
※2021年以降は内訳未発表のため、2020年が最新



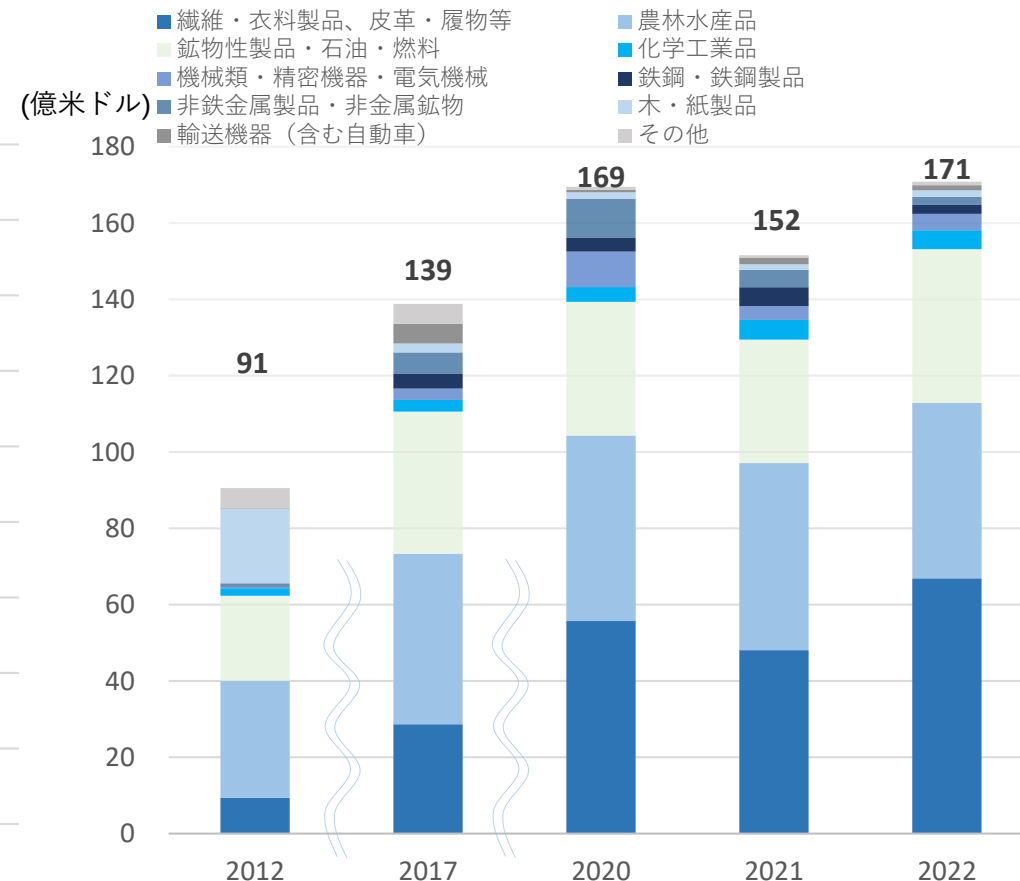
■ タイと中国は最大の輸出先であり、両国への輸出額合計は全体の約4割。日本は輸出額ベースで三番目となっているが、タイ・中国と比較すると輸出額は少なく、全体の1割未満

■ メインの輸出品目は、低廉な労働力を背景とした衣料製品が最も大きく、次いで農林水産品となっている

国別輸出額の推移



品目分類別輸出額の推移



(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記。台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

- タイや中国への主な輸出品はガス等燃料。主要輸出先である両国にとって、ミャンマーの資源の需要は大きい
- 日系アパレル業者が現地で引き続き製造拠点を稼働しており、日本への主な輸出品は衣料製品となっている

輸出額の内訳 (国別×品目分類別)

単位：億米ドル

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別総額 (億USD)
タイ	19.5%	61.3%	6.1%	5.2%	3.8%	15.8%	14.2%	25.0%	10.2%	0.7%	38
中国（大陸）	29.8%	37.9%	59.4%	24.9%	2.5%	57.6%	35.6%	11.9%	1.9%	21.6%	37
日本	1.6%	0.0%	2.3%	2.6%	16.1%	1.9%	2.5%	4.5%	2.0%	15.0%	12
インド	16.3%	0.0%	4.9%	29.6%	0.4%	5.5%	16.8%	0.8%	0.1%	2.5%	9
米国	0.6%	0.0%	2.7%	2.4%	9.1%	0.9%	2.7%	14.0%	8.4%	30.5%	8
ドイツ	0.1%	0.0%	0.6%	0.0%	9.8%	0.0%	0.2%	1.3%	3.9%	2.6%	7
英国	0.4%	0.0%	0.1%	0.2%	9.0%	0.0%	0.3%	0.5%	0.1%	0.3%	6
その他	31.7%	0.8%	24.0%	35.1%	49.3%	18.3%	27.8%	42.1%	73.4%	26.7%	54
品目分類別総額 (億USD)	46	40	5	2	67	2	2	4	1	1	171

(注) 各品目分類に占める、輸出相手国別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示

(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

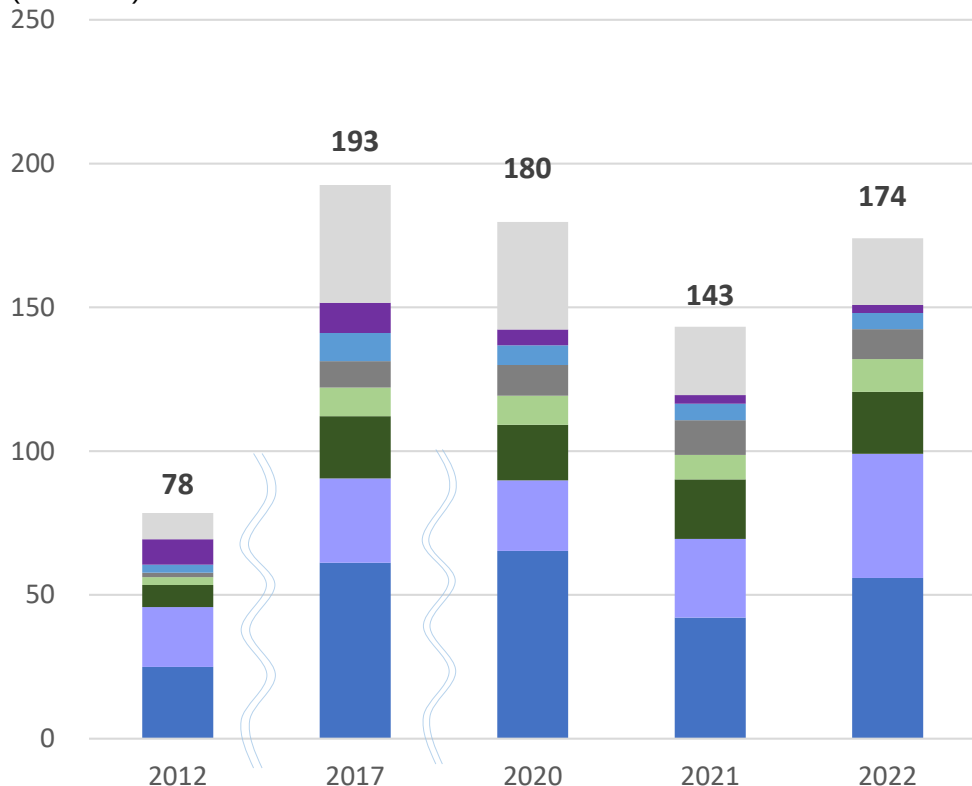
(出所) UN Comtradeのデータに基づき、みずほリサーチ＆テクノロジーズおよびみずほ銀行国際戦略情報部作成

- 輸入元としては中国が上位を継続的に占める一方で、シンガポール・タイなどのASEAN諸国の割合も増加している
- 国内の産業基盤が脆弱であり、精製鉱物油や化学工業品の輸入が多い

国別輸入額の推移

■ 中国（大陸） ■ シンガポール ■ タイ ■ マレーシア
■ インドネシア ■ インド ■ 日本 ■ その他

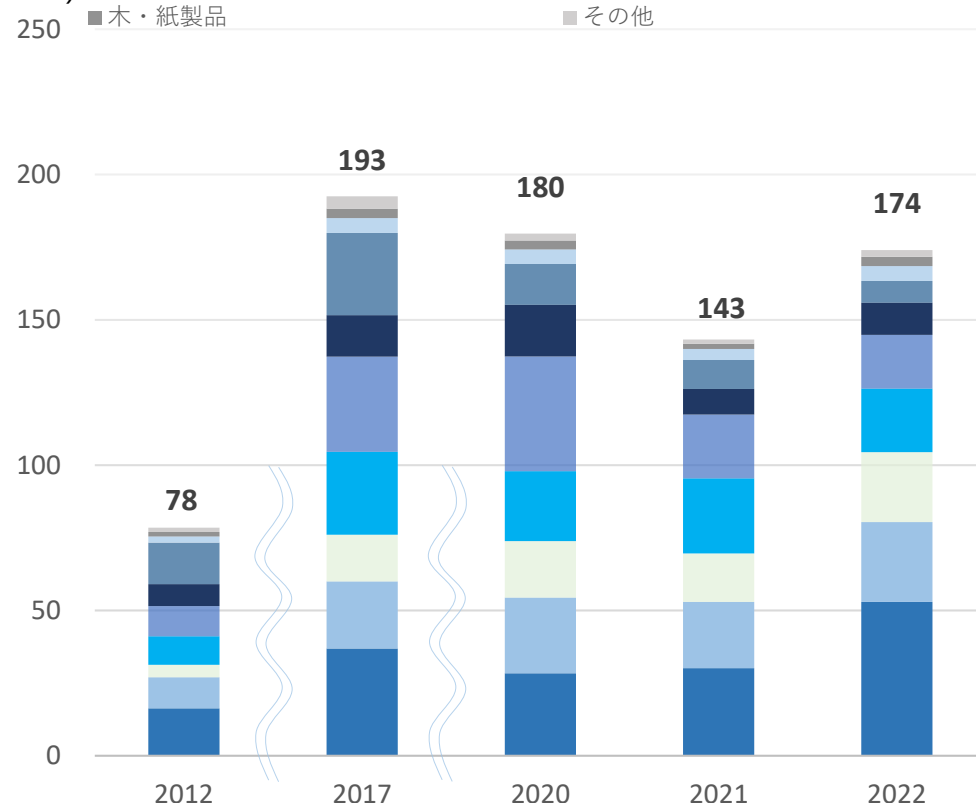
(億米ドル)



品目分類別輸入額の推移

■ 鉱物性製品・石油・燃料 ■ 化学工業品
■ 繊維・衣料製品、皮革・履物等 ■ 農林水産品
■ 機械類・精密機器・電気機械 ■ 鉄鋼・鉄鋼製品
■ 輸送機器（含む自動車） ■ 非鉄金属製品・非金属鉱物
■ 木・紙製品 ■ その他

(億米ドル)



(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記、台湾を含む
品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

- 中国からの輸入に依存しており、ほぼすべての品目において中国が最大の輸入相手国となっている
- 農林水産品や鉱物性製品・石油・燃料は、インドネシアやマレーシア、タイなどASEAN内からの調達割合が高い（シンガポールからの鉱物性製品・石油・燃料の輸入は石油精製などが中心）

輸入額の内訳（国別×品目分類別）

単位：億米ドル

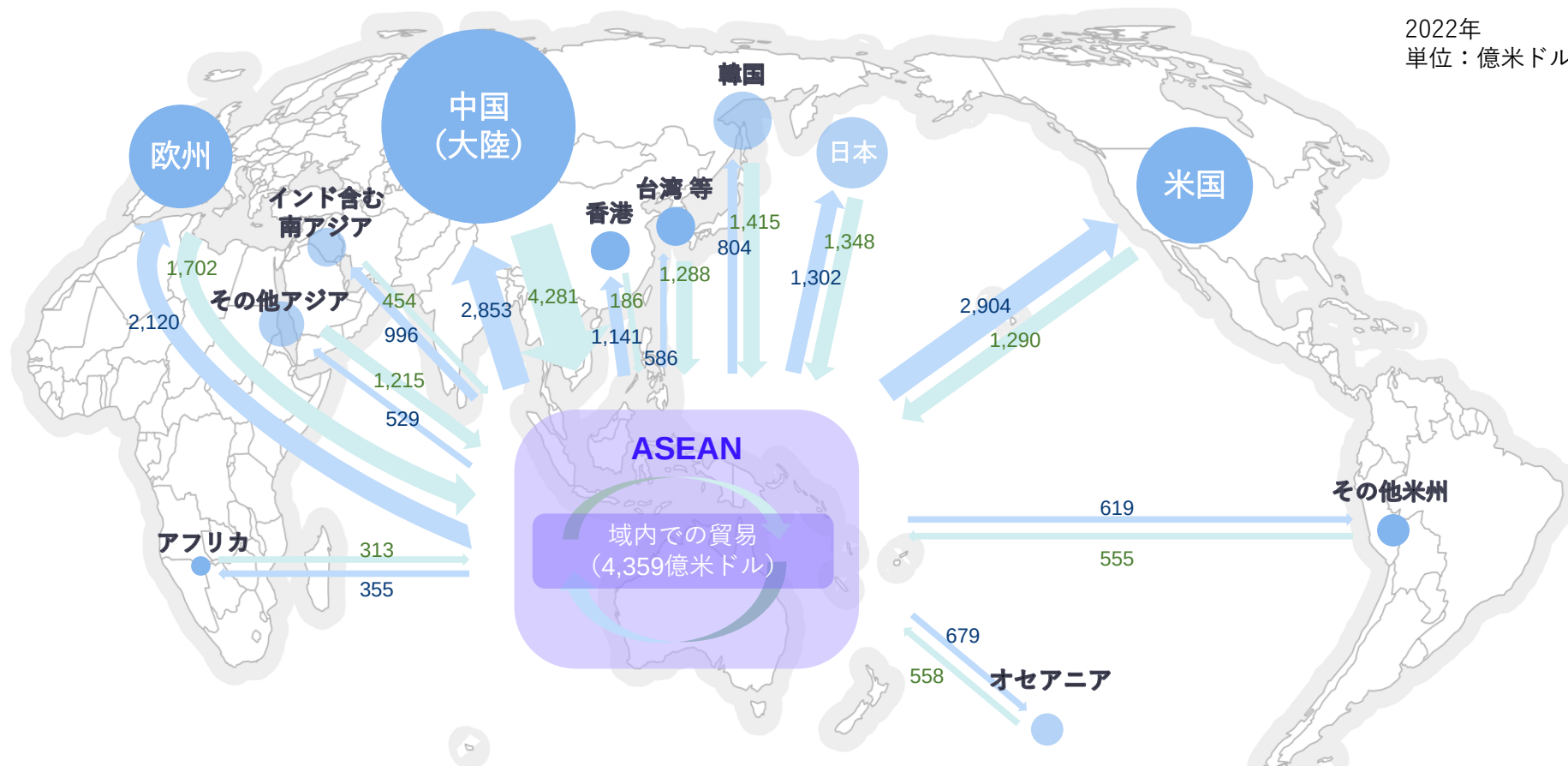
	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・鉄鋼製品	非鉄金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国別総額 (億USD)
中国（大陸）	8.9%	1.1%	29.0%	38.0%	69.3%	68.4%	55.6%	53.7%	75.9%	63.2%	56
シンガポール	5.4%	75.8%	5.6%	0.2%	0.0%	0.3%	1.4%	1.4%	0.0%	0.1%	43
タイ	17.1%	5.1%	17.5%	17.6%	19.4%	5.1%	22.8%	13.9%	5.2%	15.9%	22
マレーシア	5.7%	13.5%	4.7%	2.8%	0.2%	8.7%	8.1%	1.0%	0.0%	0.7%	11
インドネシア	32.1%	0.8%	3.5%	24.8%	0.6%	4.0%	1.7%	2.3%	0.1%	3.7%	10
インド	4.6%	1.0%	10.7%	0.7%	1.1%	1.1%	1.5%	2.5%	2.0%	1.7%	6
ベトナム	1.6%	0.0%	5.1%	7.6%	2.9%	2.4%	4.3%	3.3%	0.5%	5.8%	4
その他	24.5%	2.7%	24.0%	8.3%	6.6%	10.1%	4.6%	22.1%	16.2%	8.9%	22
品目分類別総額 (億USD)	22	53	27	3	24	11	5	19	7	2	174

(注) 各品目分類に占める、輸入相手国別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示

(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

(出所) UN Comtradeのデータに基づき、みずほリサーチ＆テクノロジーズおよびみずほ銀行国際戦略情報部作成

- ASEANは高い経済成長率を背景に貿易を拡大しており、中国（大陸）、米国、欧州、日本が域外の主要な貿易相手となっている。欧米に対しては輸出超であるが、東アジアからは輸入が上回る傾向
- 2010年に発効したASEAN物品貿易協定（ATIGA）や、2022年に発効したRCEP協定なども追い風に、域内外の各国との経済的な結びつきを深めつつあり、アジア・太平洋地域におけるサプライチェーンのハブとしても存在感



(注) ASEAN（ブルネイ、ラオスを除く8ヵ国）の2022年貿易額をもとに作成。緑色は輸出、青色は輸入のフロー、国別の円の直径と矢印の太さは規模を示す
地域分類は国連に従う。「台湾等」は、UN Comtradeの「他のいずれにも含まれないその他のアジア」を表示。ASEAN域内は輸出額ベースで記載

(出所) UN Comtradeより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 外資誘致のためミャンマー初の経済特区（SEZ）のティラワSEZが2015年に開業。製造業の進出が多く、特に縫製や食品加工に関しては現在も多くの企業が稼働している
- 総人口の70%は地方農村部に居住し、農業を基盤として生計を立てていることもあり、引き続き農業はミャンマーにとって主力産業となっている

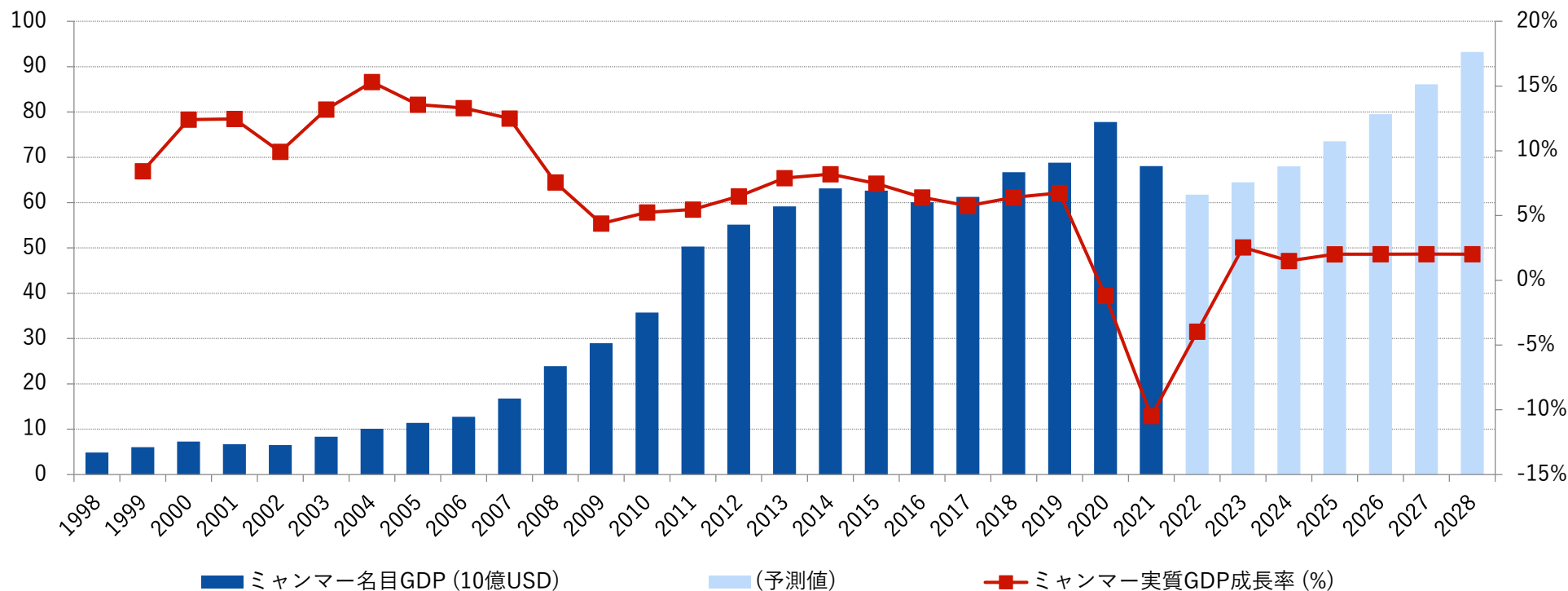
主要産業の特徴と動向		
	製造業	農業
特徴	✓ 2020における産業別GDPトップは製造業であり、低廉で豊富な労働力などを背景に過去に流入したFDIが、今も引き続き製造業をけん引している ✓ 2015年にはティラワSEZが開業し、日系製造業も多く進出	✓ 産業別GDP割合は2000年の57%から2020年は21%と大きく低下しているが、コメなどの農産物は依然主力輸出品目となっている ✓ コメ以外にも、豆類やさとうきび、ごまなどの生産も多い
近時動向	✓ 製造業が、インフラ面なども考慮し、安心して進出できる場所は現在ティラワSEZのみとなっている ✓ 外資による工業団地開発計画が企図されていたが、情勢変化により、開発が止まっている状況	✓ 2020年における、日本向け農林水産物輸出額トップはエビとなっており、次いで、ごま、緑豆となっている ✓ ミャンマーは現在、養殖用の稚エビを輸入し、エビ養殖の拡大を図るべく、ふ化場の整備を企図している模様

※産業別GDPについて、2021年以降は内訳未発表のため、2020年が最新

（出所）各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 2011年の文民政権発足以降、規制緩和や外資企業の誘致を実施、主力輸出品目である天然ガス価格の変動の影響もあり、2018年度以降は6%程度の経済成長が持続
- 2020年度は、新型コロナウイルスの影響により工業分野の落ち込みもあり、3.2%と前年比で低調
- 2021年度は新型コロナウイルスの影響や情勢変化等もあり、大幅なマイナス成長を余儀なくされたものの、2022年度はプラス成長に回復
- しかし影響は大きく、今後の成長は減速しコロナ前を下回る水準を維持と見込む

名目GDPおよび実質GDP成長率推移

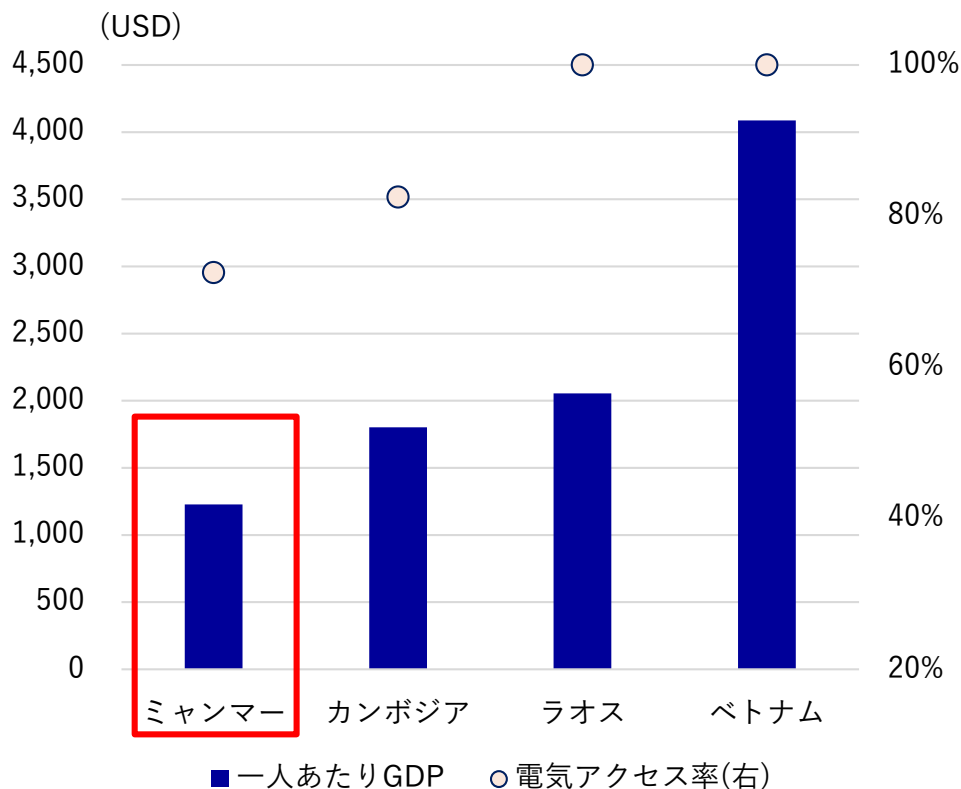


(注) 年度。2017年度までは当年4月～翌年3月、2018年度以降は前年10月～当年9月

(出所) IMFより みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

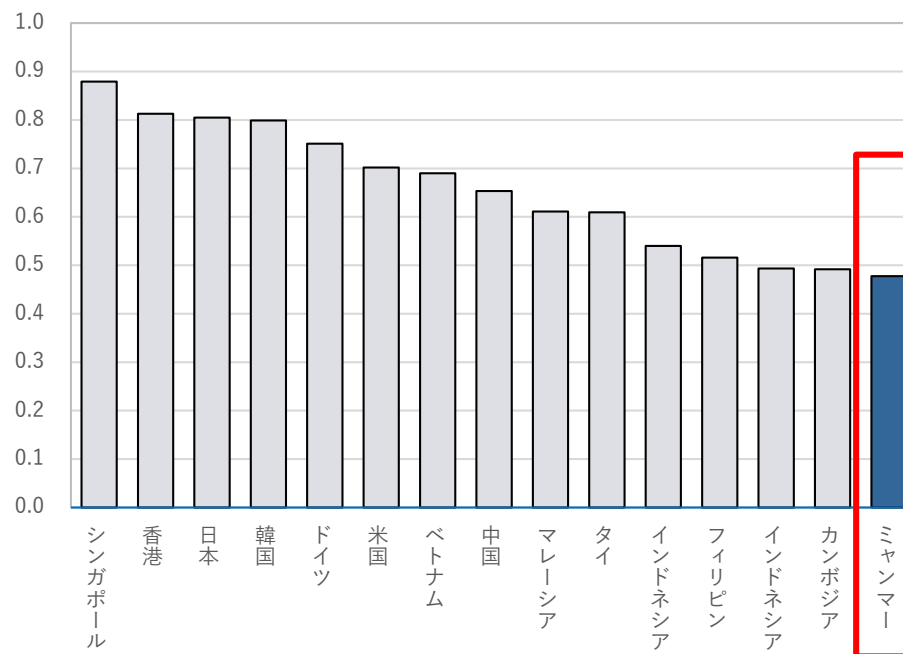
- インフラの整備が全般的に遅れており、電化率も周辺国に比べると改善の余地大
- ユニセフが2022年12月に発表した調査結果の中で、人道支援を必要とする人は、ミャンマーの総人口の3分の1近くに上ると指摘しており、子どもとその家族の健康管理、栄養、水、衛生、教育が厳しい制約を受けている

一人あたりGDPと電気アクセス率（2021年）



(出所) 世界銀行より みずほ銀行国際戦略情報部作成

人的資本指数（2020年）

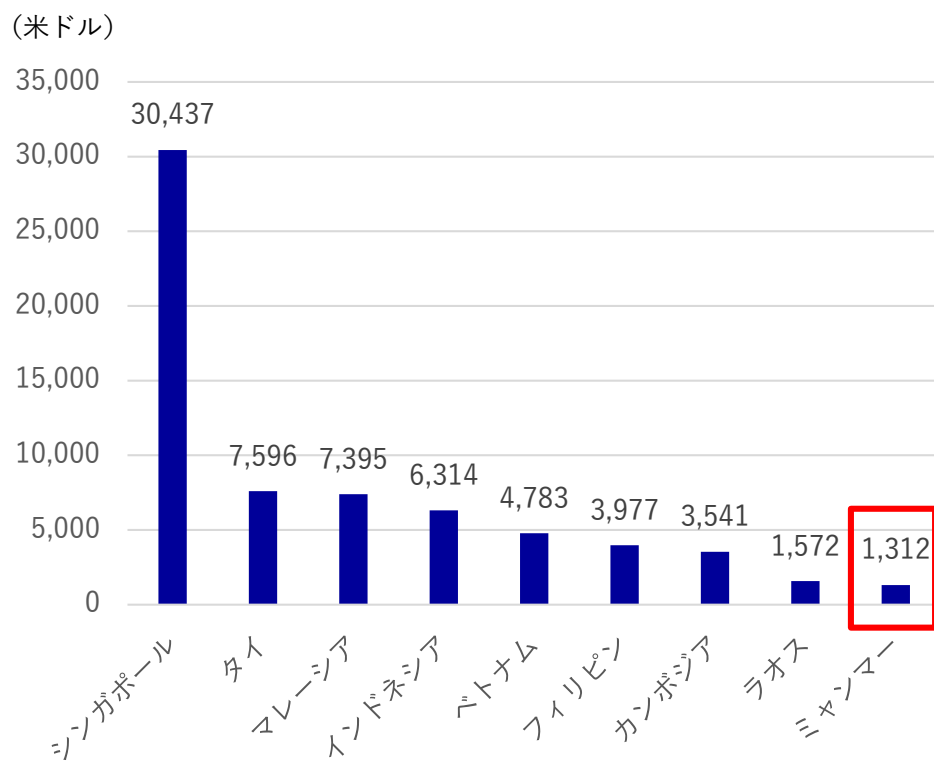


(注) 人的資本指数とは、各国の健康・教育に関する状況を考慮し、今日生まれた子どもが18歳になるまでに蓄積されるであろう人的資本を測る指標。数字が大きいほど衛生状態が良好かつ基礎教育が充実していることを示す

(出所) 世界銀行より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 製造業・作業員（正規雇用の一般工職で実務経験3年程度の場合）の年間実負担額は、1,300米ドル強とASEAN諸国の中で最も低い水準であり、低廉で豊富な労働力が強み

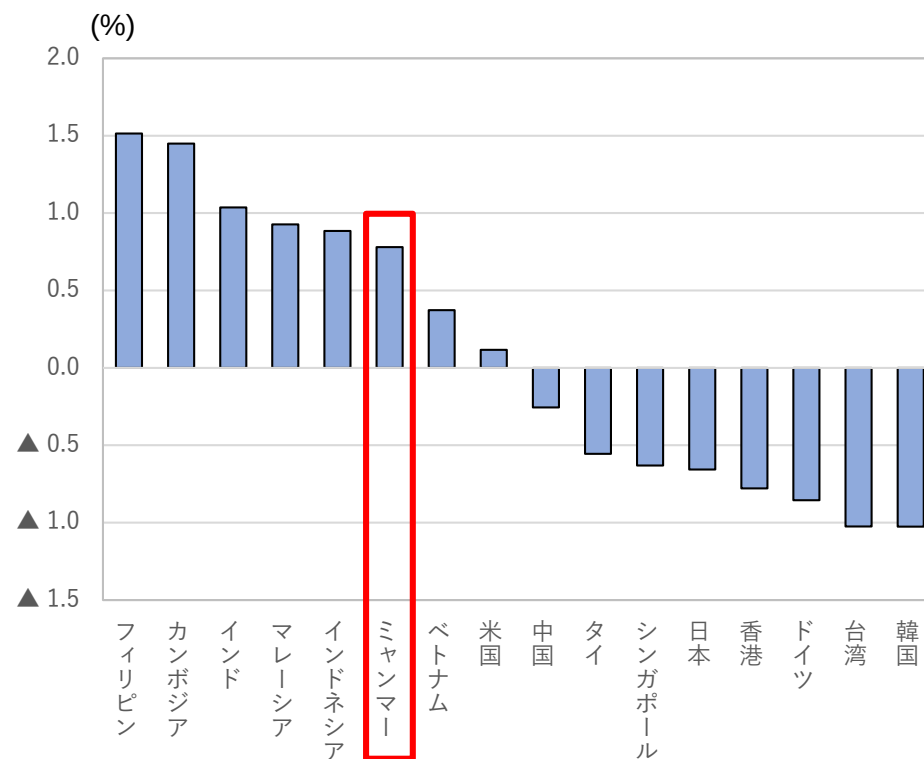
製造業・作業員の年間実負担額（2022年）



(注) 年間実負担額 = 基本給、諸手当、社会保障、残業、賞与などの年間合計で、退職金は除く

(出所) JETROより みずほ銀行国際戦略情報部作成

生産年齢人口増加率（2021~2030年平均）



(注) 生産年齢は15~64歳

(出所) 国際連合より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 情勢変化に伴い、経済と政治の不安定要素が増加し、進出済企業の経営環境が厳しいとみられる
- 主要なカントリーリスクについては下記ご参照

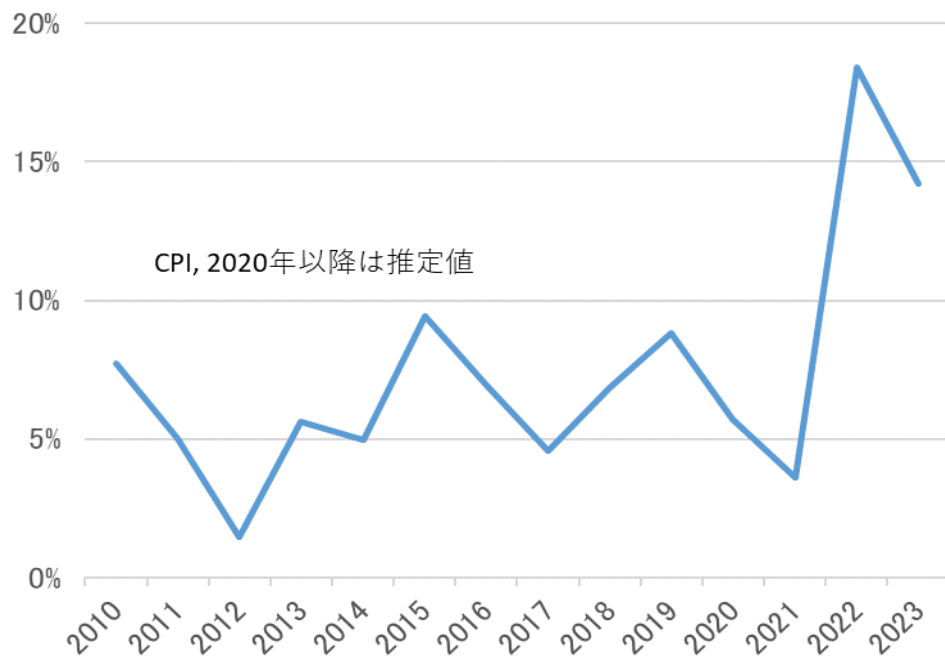
ミャンマーのカントリーリスク

	特徴	近時動向
内戦／国際社会の制裁	✓ 長期化する内戦がサプライチェーンに影響。経済回復の足取りは重い ✓ ビジネス環境の悪化から、新規FDIは大きく減少	✓ 2022年10月、マネーロンダリング対策を審査する国際組織「金融活動作業部会FATF」がミャンマーをブラックリスト国に指定。外資系金融機関はミャンマーでの外貨取引に消極的に
外貨取引規制／外貨流動性不足	✓ 国内における外貨不足と歯止めがかからない通貨安を受けて、中央銀行は様々な外貨取引規制を講じている。また、公定為替レート以外に複数のレートが形成されている ✓ 外貨不足から海外送金や輸入企業の外貨購入に支障が出ている	✓ 2022年7月の中央銀行通達により、対外債務の元利返済が停止されている ✓ 外資35%以下の輸出企業に対しては、外貨収入の現地通貨への兌換が義務付けられている。
インフレ	✓ 情勢変化以降、通貨安、サプライチェーンの寸断、労働力不足、エネルギー価格の上昇等で、インフレが亢進	✓ 内戦状況の悪化により、2022-23年は二ケタ台のインフレに ✓ 2024年のインフレは収束予測も、インフレ圧力は高止まり（世銀予測：12%、S&P：8.2%）
電力／インフラ不足	✓ 慢性的な電力不足が企業活動の制約に。 ✓ 輸送、通信、エネルギー、住宅等の基盤インフラも不足し、貧困、地域格差の要因に	

(出所) 各種報道等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

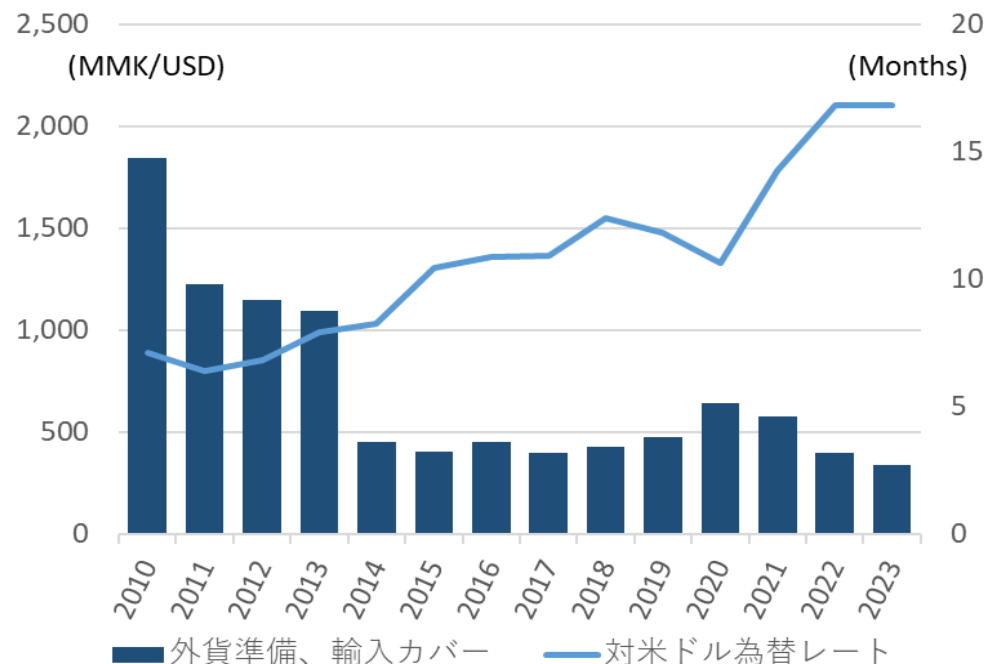
- 2019年の情勢変化以降、通貨安、サプライチェーンの寸断による供給不足や労働力不足、さらにエネルギー価格の上昇も加わり、インフレが進行。2022-23年は二ケタ台のインフレに
- 海外からの投資や観光収入等、外貨流入の先細りから為替の下落圧力が継続。内戦が長期化しており、更なる通貨下落と外貨不足が懸念される

インフレ推移



Source: S&P Global

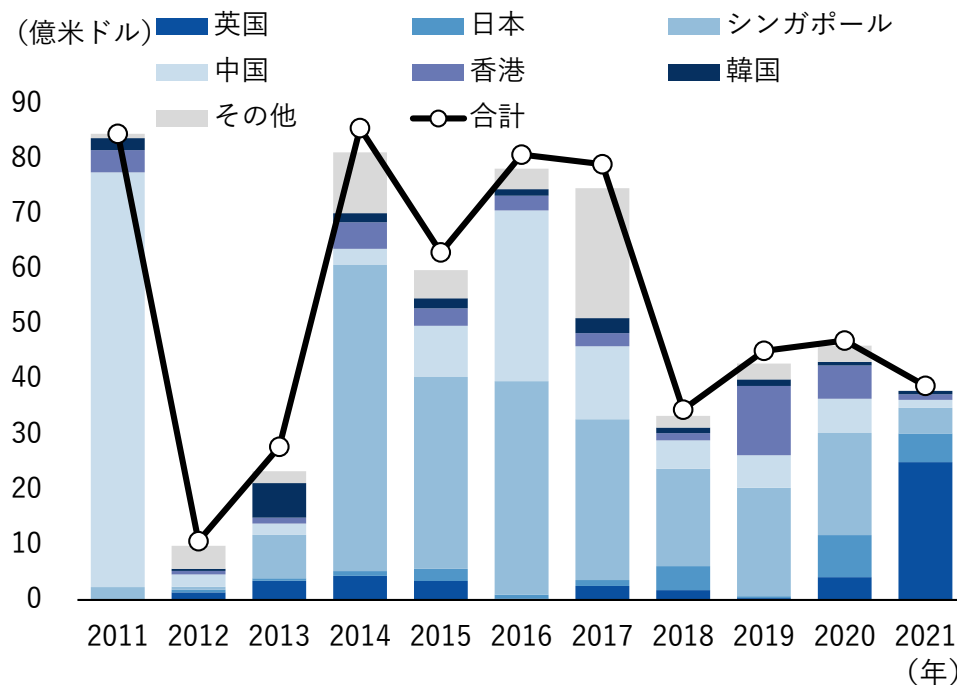
為替レート・外貨準備推移

Source: S&P Global
2021年以降の外貨準備は推計値

(出所) みずほ銀行国際戦略情報部作成

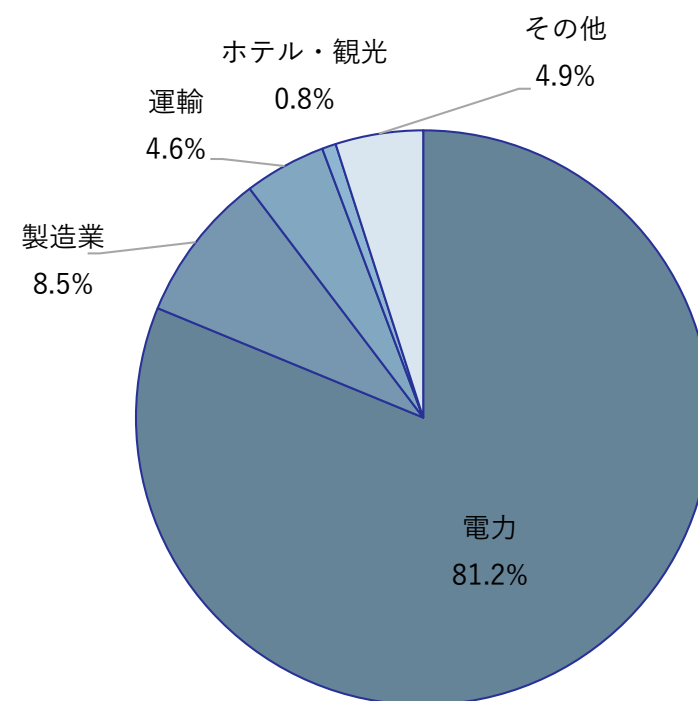
- 直接投資認可額をみると近年はシンガポールからの投資が多かったが、相当部分が日系を含めた外国企業によるシンガポール経由の投資とみられる。また、中国系企業による海外拠点を經由した投資事例もみられる（例：2021年英国・英領からの電力業界への大口投資は中国系企業が進めていた液化天然ガス発電プロジェクト）
- 直接投資認可額の業種別内訳をみると、電力に加え、製造業の比率が高い

直接投資認可額の国・地域別推移



(注) ティラワSEZを除く
 (出所) ミャンマー投資企業管理局よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

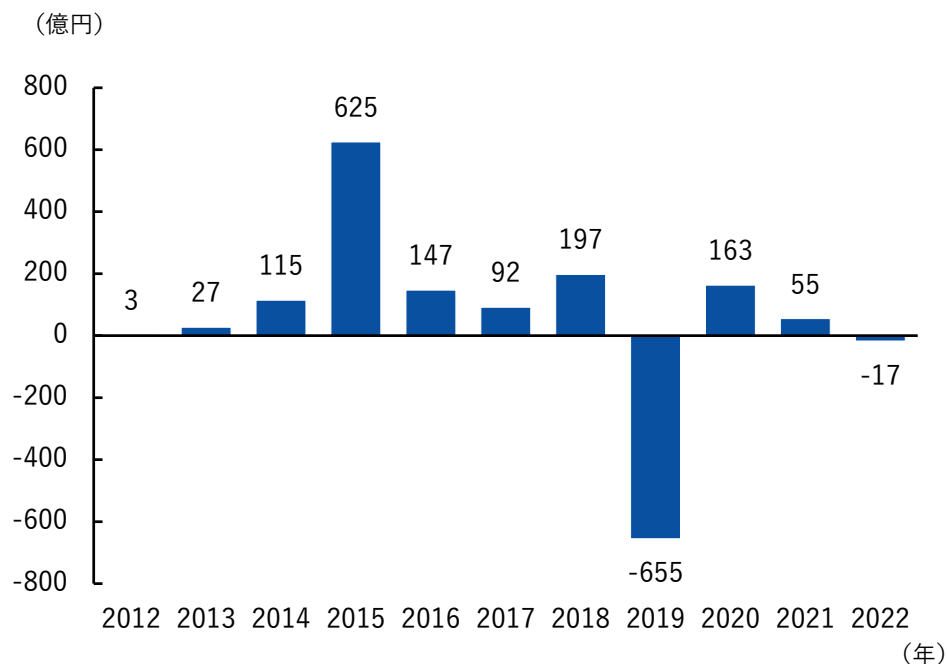
直接投資認可額の業種別内訳（2021年）



(注) ティラワSEZを除く
 (出所) ミャンマー投資企業管理局よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

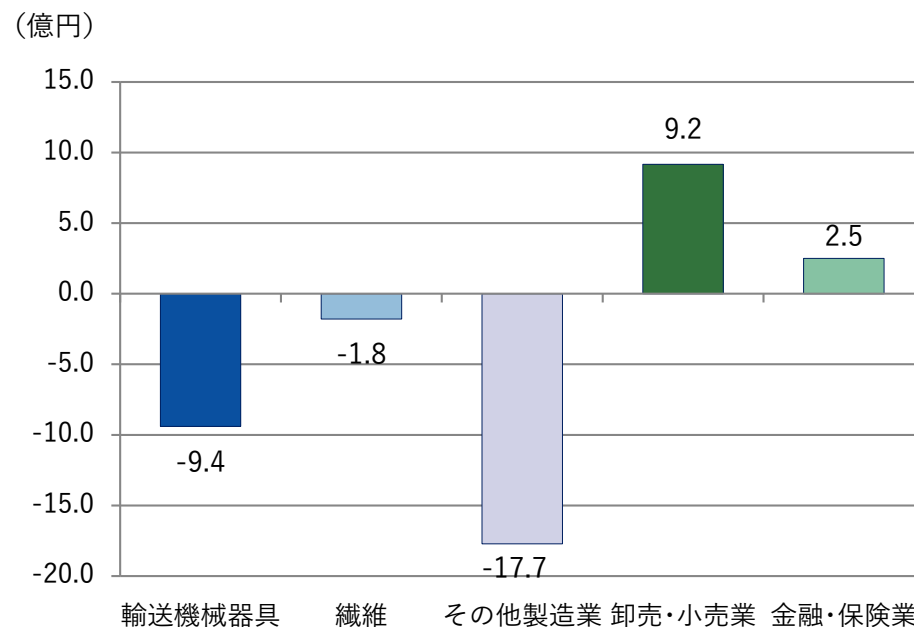
- 日本からの直接投資は、ティラワSEZ開業や銀行業の外資開放などにより2015年にかけて大きく拡大したが、その後は政権交代もあり一時低迷した。2018年にはやや持ち直すも、2019年以降は非製造業で大きく減少
- 足元製造業の投資低調も目立っており、2022年直接投資フローはマイナスを計上

直接投資フローの推移



(注) 国際収支関連統計の基準変更により
2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない
(出所) 日本銀行「国際収支統計」より
みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

直接投資フローの業種別内訳 (2022年)



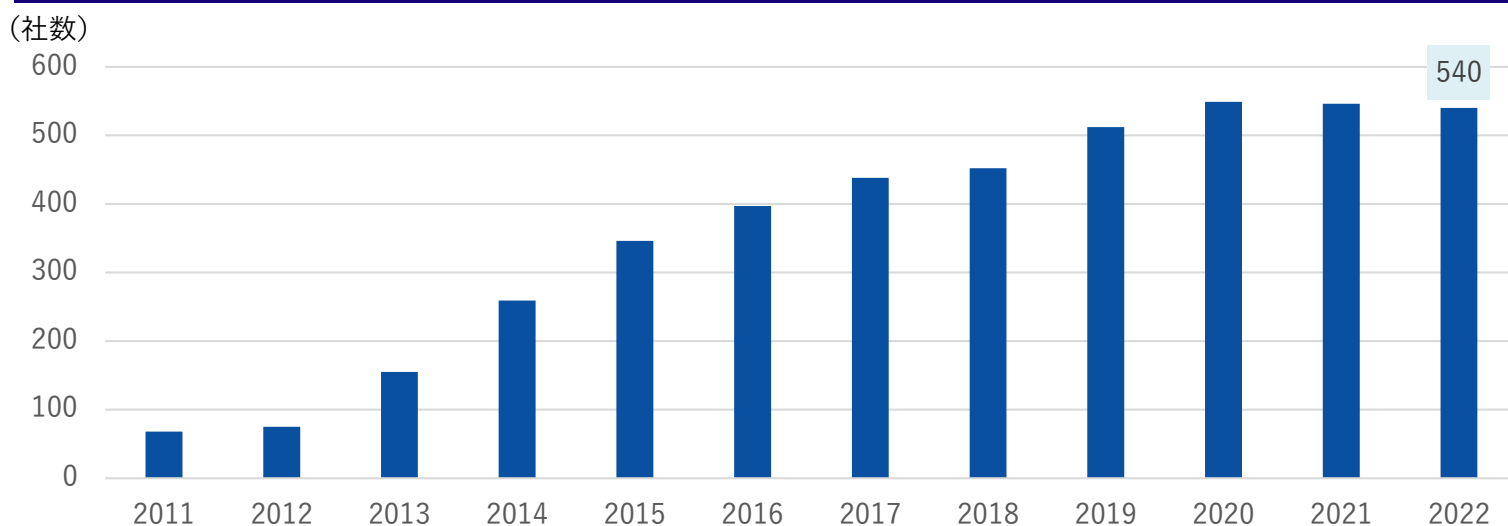
(出所) 日本銀行「国際収支統計」よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

- 外務省公表の2022年10月1日時点の「海外進出日系企業拠点数調査」によると、ミャンマーには540社の日系企業が存在
- 2024年1月末時点のミャンマー日本商工会議所会員数は367社

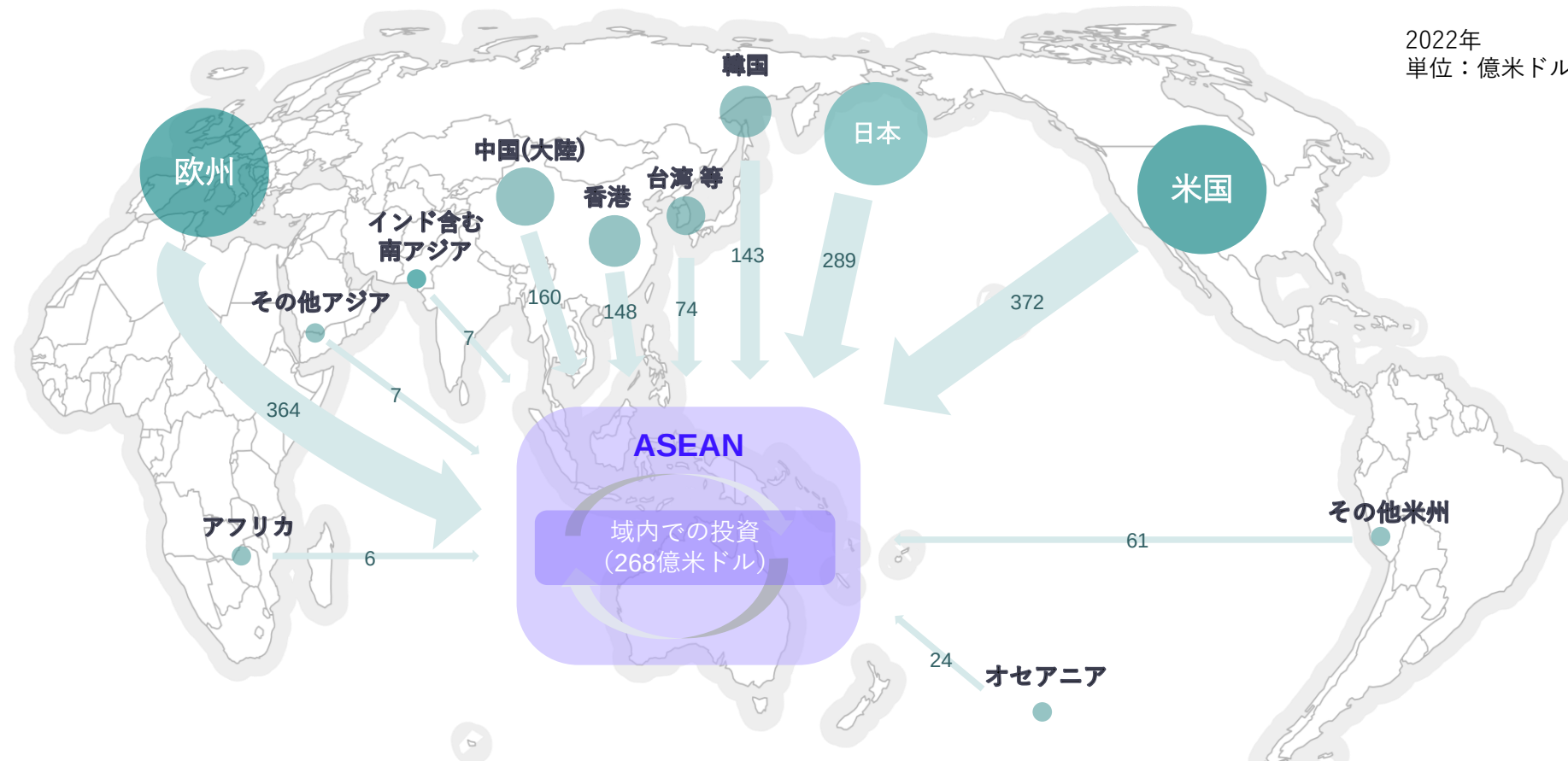
ミャンマー日本商工会議所会員数（2024年1月末時点）

部会	社数		
	2021年	2022年	2024年1月
貿易	26	23	23
金融・保険	24	24	25
工業	85	85	82
建設	126	115	112
流通・サービス	108	94	92
運輸	38	33	33
合計	407	374	367

ミャンマー現地法人日系企業数推移



- ASEANへの対内直接投資額は米国・欧州・日本が三極となっており、近年は中国（大陸）、香港、台湾、韓国等も投資を拡大しつつある
- 特に中国は、タイでのEV工場建設やインドネシアでの鉱山開発など様々な分野で投資を拡大。ベトナムをはじめ、米中との距離感をうまくバランスさせることで両国からの投資を集めている国もあり、投資先としてもASEANの存在感は大きくなっている



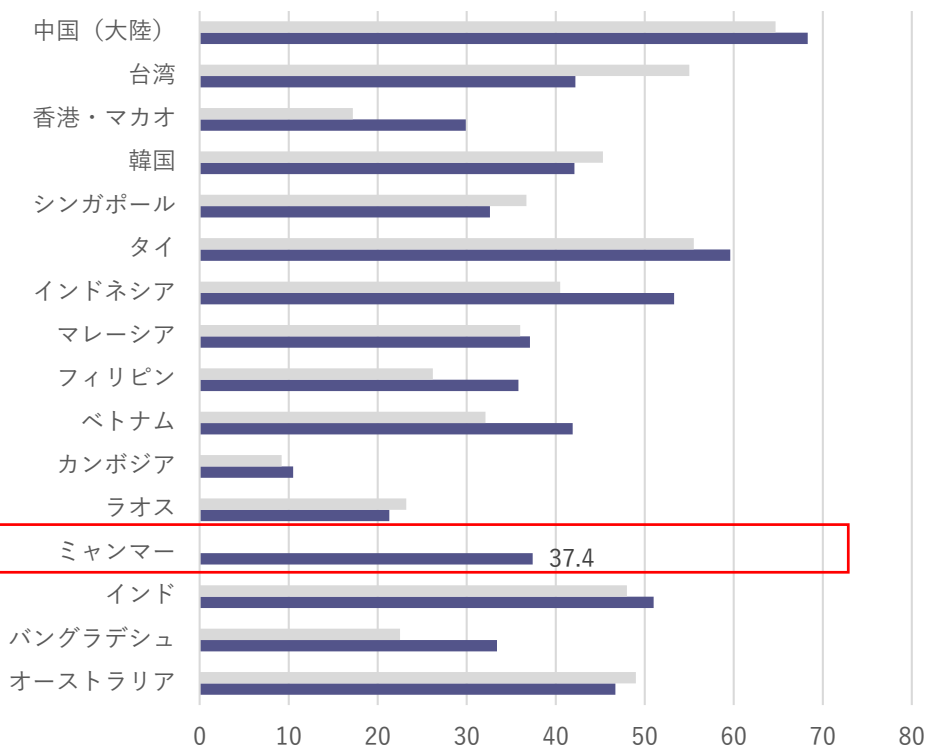
(注) ASEAN（ブルネイ、ラオスを除く8ヵ国）の2022年対内直接投資（FDI）流入額をもとに作成。矢印の太さは流入額の大きさを示す。地域分類は国連に従う。ベトナムの域外からのFDI流入額はベトナム計画投資省の登録額ベース、ベトナムを除く7カ国は資金移動ベースで推計を実施

(出所) ASEANStats、ベトナム計画投資省より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 日系製造業の多くは原材料調達を海外からの輸入に頼っている。現地の経済情勢が不透明という点も、日系企業が現地サプライチェーン構築に取り組みづらい理由の一つとなっている
- 部素材について、鉱物性製品以外の多くは中国がメインの調達先であり、ASEAN諸国から調達する割合も高い

日系進出企業（製造業）の原材料・部品の現調比率

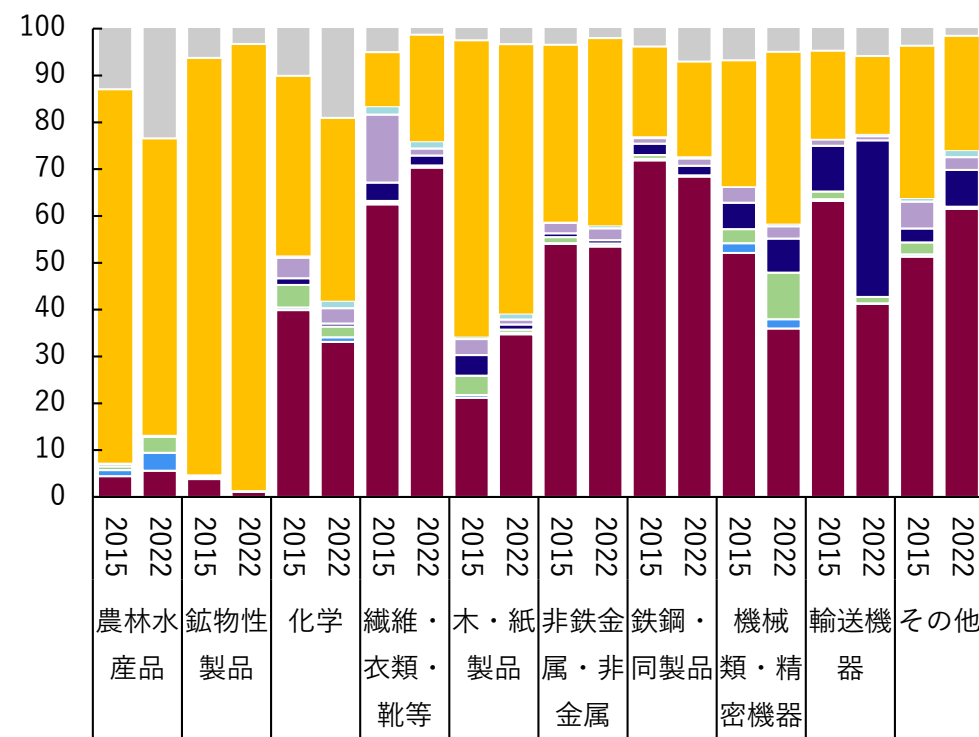
■ 2015 ■ 2023



（出所）JETRO 海外進出日系企業実態調査より
みずほ銀行国際戦略情報部作成

ミャンマーの部素材の調達先（輸入の国別割合）

■ 中国 ■ 米国 ■ EU ■ 日本 ■ 韓国 ■ 台湾 ■ ASEAN ■ その他



（出所）UN Comtradeより、みずほサーチ＆テクノロジーズ作成
（注）部素材の定義はRIETI-TIDに従う。また、「台湾」は「その他アジア」を集計しており、UN Comtradeデータセット上他の国・地域に分類されない

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- 熟練技術を必要としない職種においては、外国人の雇用は不可となっており、ミャンマー国民のみ雇用が可能
- 外国人がミャンマーに長期赴任する場合、①70日間有効のビジネスビザの取得、②在留許可（Stay Permit）およびマルチビザの取得、③3ヵ月以上滞在する場合は、外国人登録が必要

STEP 1

70日間有効のビジネスビザ取得

申請先：在日ミャンマー大使館

STEP 2

推薦書（Recommendation letter）取得

申請先：在ミャンマー投資企業管理局（DICA）または
SEZ内ワンストップサービスセンター（OSSC）

STEP 3

在留許可（Stay Permit）取得
マルチビザ取得
外国人登録証取得 ※3ヵ月以上滞在する場合

申請先：在ミャンマー労働入国管理人口省入国管理局

- 雇用契約を締結する際には、労働入国管理人口省が公表するモデル雇用契約書を使用する必要あり
- MIC（ミャンマー投資委員会）認可を取得している企業が、外国人をシニアマネージャー、技術専門家、コンサルタントとして雇用する場合、MICの承認が必要

現地人の雇用について

採用手法	労働者の雇用については、原則として労働事務所（TLO）経由で募集することとされているが、実務上は新聞広告や人材紹介業者等を使い、募集することが一般的
雇用契約	- 労働者雇用後、30日以内に雇用契約を締結しなければならない、雇用契約書において、職種、給与、契約期間、労働時間、勤務地等の21の事項を必ず規定する必要あり - 雇用契約書については、原則として労働入国管理人口省が公表するモデル雇用契約書を使用する必要あり 5名以上の労働者を雇用するすべての企業は、雇用契約書を作成し、管轄の労働事務所の承認を得る必要あり
労働関連法務	労働法はなく、多くの個別法で労働に関することが規定されていることから、各事項ごとに異なる法律を確認しなければならない

外国人の雇用について

MIC（ミャンマー投資委員会）認可を取得している企業が、外国人をシニアマネージャー、技術専門家、コンサルタントとして雇用する場合には、対象となる外国人の入国前または入国後7営業日以内に、MICに対して承認を申請しなければならない

当該外国人が退職した場合、会社は航空券の写しおよび退職届をMICへ提出する必要あり

（出所）各種公開情報より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 製造業および非製造業における、2023年8月時点の基本給は以下の通り。賞与については、2023年度の年間支給分となっている
- ミャンマー労働・移民・人口省労働局は、2022年12月27日、法定最低賃金が現行の1日あたり4,800チャット（約2.3米ドル、1,000チャット＝約0.48米ドル）に据え置かれたと説明している

製造業の賃金

役職	基本給	賞与
作業員 （正規雇用の一般工職で実務経験3年程度の場合）	112米ドル	1.1ヵ月
エンジニア （正規雇用の中堅技術者で専門学校もしくは大卒以上、かつ実務経験5年程度の場合）	262米ドル	0.9ヵ月
マネージャー （正規雇用の営業担当課長クラスで大卒以上、かつ実務経験10年程度の場合）	529米ドル	1.0ヵ月

非製造業の賃金

役職	基本給	賞与
スタッフ （正規雇用の一般職で実務経験3年程度の場合）	392米ドル	1.2ヵ月
マネージャー （正規雇用の営業担当課長クラスで大卒以上、かつ実務経験10年程度の場合）	950米ドル	1.3ヵ月

※基本給とは、諸手当を除いた給与

- 2024年3月現在、ミャンマー国内で稼働している経済特区は、ティラワSEZのみ
- 南部タニンダーリ管区に位置するダウェーSEZ、および西部ラカイン州に位置するチャオピューSEZの開発計画もあるが、進んでいない状況
- 2020年7月、ミャンマー政府は、新経済特区を東部モン州に設ける方針を明らかにしている



ダウェーSEZ

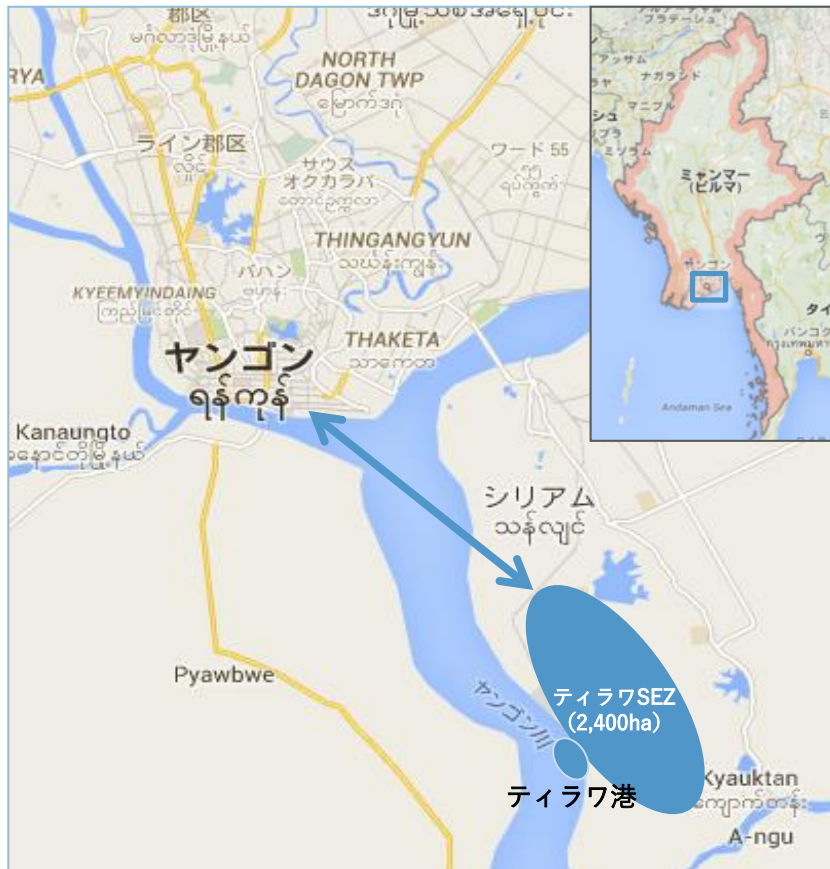
- ✓ 所在地 : 南部タニンダーリ管区
- ✓ 開発者 : ミャンマー政府、タイ政府、日本政府
- ✓ 総開発面積 : 約2万ha
- ✓ 備考 : ヤンゴンから南に約600km、タイのバンコクから西に約340kmの場所に位置。1996年頃より開発計画はあるものの、各種要因により頓挫。2016年には日本も参画したものの、依然開発が進んでいない状況

チャオピューSEZ

- ✓ 所在地 : 西部ラカイン州
- ✓ 開発者 : 中国中信集団(CITIC) 他
- ✓ 総開発面積 : 1,737ha
- ✓ 備考 : インド洋に面し、深海港に適したチャオピューは、一帯一路構想を進める中国にとって重要な場所であり、中国はSEZ開発に加え深海港の開発も予定。また中国・雲南省までつながるガスパイプラインおよび原油パイプラインは既に完成している

（出所）各種報道より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- ティラワSEZは、ヤンゴン市中心部から約20kmに位置する総面積2,400haの経済特区であり、日本政府が円借款により、電力、港湾、道路、上水、通信等の周辺インフラを整備
- 日緬の官民が出資している「Myanmar Japan Thilawa Development Ltd. (MJTD)」がティラワSEZにおいて、Zone（工業団地）の開発・運営を行っている
- 上記のような背景があることから、ティラワSEZは、日緬両国の官民連携の象徴的案件と言われている



開発・運営

Myanmar Japan Thilawa Development (MJTD)

出資比率は以下の通り

- 日本民間：39%（丸紅、住友商事、三菱商事、みずほ銀行他）
- 日本政府：10%（国際協力機構（JICA））
- 緬国民間：41%
- 緬国政府：10%

開発面積
・
賃貸期限

開発 エリア	開発面積	供用開始	賃貸期限 (50年)
Zone-A	第1・2期：405ha	2015年9月	2064年6月
Zone-B	第1期：101ha	2018年7月	2067年2月
	第2期：77ha	2019年8月	2067年11月
	第3期：46ha	2021年1月	2069年10月

企業進出数

本契約締結・投資認可取得済企業：110社
(2024年2月1日時点、ホームページより確認)

- ミャンマーの法人所得税率は22%であり、周辺国と同水準の税率となっている（タイ・ベトナムともに20%）
- 居住法人の課税対象は全世界所得である一方、非居住法人については、国内源泉所得が課税対象となる

	居住法人 (ミャンマー国内で設立された法人)	非居住法人 (ミャンマー国外で設立された法人) ※海外法人の支店は非居住法人
課税対象	全世界所得 ※ただし、MIC認可企業はミャンマー国内源泉所得のみ課税対象	ミャンマー国内源泉所得
事業所得に対する税率	22%	
キャピタルゲインに対する税率 ※取引額が1,000万チャットを超える場合にのみ適用	一般法人の場合　： 10% 石油・ガス事業法人： 40～50%の累進課税 ※キャピタルゲインが発生してから1ヵ月以内に申告・納税	
配当所得に対する税率	非課税	
確定申告	年度末から3ヵ月以内に確定申告書の提出が必要 課税通知書発行後、通知書に記載された日までに納付が必要	

（出所）JETRO 資料、各種資料等より　みずほ銀行国際戦略情報部作成

- ミャンマー国内において物品販売やサービスの提供などを行う際、代金受領者に代わり、支払者が法人税を源泉徴収し、納付する必要あり
- 源泉徴収税の税率は、代金受領者が居住者か非居住者かにより税率が異なり、ミャンマーとの租税条約締結国については、条約にて適用される源泉税率となっている（日本とミャンマー間で租税条約は締結されていない）
- 2023年8月に、2023年9月1日以降、フリーランスの医療従事者を活用する病院、診療所、その他の民間医療事業者は、フリーランスの医療従事者に支払う報酬から22%の所得税を源泉徴収し、15日以内に源泉徴収額を預け入れる必要があると発表された

源泉徴収税（前払法人税）

支払い内容	代金の受領者			
	居住者	非居住者	タイ法人	シンガポール法人
利息	なし	15%	10%	8% or 10%
ロイヤルティ	10%	15%	5~15%	10% or 15%
随意契約、競争入札などに基づき、ミャンマー政府、ミャンマーの政府機関、管区もしくは州政府機関、国営企業、市町村政府機関との契約に基づく物品の購入代金またはサービス料の支払い	2%	2.5%	なし	なし
現行法に基づいて登記・設立された政府機関との合併会社、合併会社、会社、個人の集合体、組織との契約に基づく物品の購入代金またはサービス料の支払い	なし	2.5%	なし	なし

（出所）JETRO ウェブサイト、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- ミャンマー国民については、居住者・非居住者は全世界所得（ミャンマー国内外で得たすべての所得）が課税対象
- 外国人については、居住者は全世界所得、非居住者はミャンマー国内源泉所得が課税対象
- 年間総所得が480万チャット以下の場合は、一律非課税

個人所得税の税率

納税区分		給与所得・その他所得		キャピタル ゲイン	
		給与所得	その他外貨収入		
外国人	居住者	0~25%の累進税率		10%	
	非居住者				
ミャンマー 国民	居住者	課税*			10%
	非居住者				

*2023年連邦税法改正により、ミャンマー国外居住者の給与所得に対する免税措置が廃止された。海外で得た給与に対する適用所得税を計算する際には、下記のうち低い方の金額を算出する方法が適用される。

①所得税法第6条に基づく控除を差し引いた後、所得税規則第8条に従い、所得税法第19条(c)に記載された税率で計算する方法

②所得税法に基づく税額控除（納税者の両親、配偶者、子供に関する手当など）を控除しない一律2%の方法

累進税率（以下は、480万チャット超部分の課税所得）

年間課税所得	税率
200万チャット以下	0%
200万超～1,000万チャット	5%
1,000万超～3,000万チャット	10%
3,000万超～5,000万チャット	15%
5,000万超～7,000万チャット	20%
7,000万チャット超	25%

<居住者の定義>

課税年度内において、ミャンマー国内に183日を超えて滞在する者

<所得控除>

- ※非居住者は基本控除不可
- ① 基礎控除：課税所得総額の20%（上限1,000万チャット）
 - ② 配偶者控除：配偶者が所得がない場合、100万チャット控除
 - ③ 保険料控除：納税者および配偶者のための保険料支払い額を控除
 - ④ 子に対する扶養控除：未婚で扶養者となっている子一人あたり50万チャット控除（18歳以上の場合、全日制の学校などにおける就学者であることが条件）
 - ⑤ 親に対する扶養控除：同居中かつ扶養者となっている親一人あたり100万チャット控除

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

■ ミャンマーに進出する場合の主な形態は、以下の通り

形態	概要
外資100%の 現地法人	外資100%でミャンマーに現地法人を設立するケース (詳細は次ページご参照)
地場との合併による 現地法人	- 外資と地場企業の合併会社を設立するケース - 投資法において、ミャンマー企業との合併が必須の業種については、特段の規定がない限り、外資の上限は80%で、下限は規定なし - 外資の持ち分比率が35%超えると、会社法上で外資企業と定義される。35%以内であれば外資が株主に含まれていても地場企業として扱われる - 合併会社設立の方法は以下の通り； ① 合併パートナーが民間企業の場合：会社法に基づき設立 ② 合併パートナーが国営企業の場合：特別会社法に基づき設立
支店・駐在員事務所	- 外国で設立された法人の支店または駐在員事務所を設立するケース - ミャンマーでは、金融機関等一部の例外を除き、駐在員事務所の設置ができないことから、情報収集などを行う目的で、拠点設立を行いたい場合でも、支店として設立することとなる - 支店設立については、会社法に基づき設立を行う

(出所) 投資法、会社法、投資規制業種通達、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 外資100%の現地法人を設立する場合は、下記の3ケースがある
- 投資分野や投資金額によっては、②に基づき設立する必要あり
- ③については、経済特区内に法人を設立する場合にのみ選択が可能

	①会社法のみ	②会社法＋投資法	③会社法＋経済特区法
最低資本金額	なし	投資法上は最低資本金の規定はないが、税制優遇措置を得る場合、30万米ドルを超える額が必要	業種ごとに最低資本金額の規定あり（詳細は次項に記載）
恩典	なし	- 税制優遇措置あり - 土地の長期賃貸借が可能（最大50年、その後10年の延長が2回可能）	②以上の税制優遇措置あり - 土地の長期賃貸借が可能（最大50年、その後25年の延長が可能）
設立手続き	②より早い	会社法に基づく登記に加え、投資法に基づくMIC許可または是認の取得が必要であるため、①よりは時間を要する	ティラワSEZ内にある、ワンストップサービスセンター（OSSC）で手続きが可能であり、手続きは迅速

（出所）投資法、会社法、経済特区法、投資規制業種通達、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- ティラワ経済特区へ進出する場合、経済特区法施行細則にて11の業種については、最低資本金または要件等が規定されている点に留意

進出エリア	業種	要件
Free Zone ※ミャンマーの外側とみなされ、輸入関税が課せられない	1. 輸出型製造業	- 製品の75%以上を輸出する必要あり - 最低資本金は75万米ドル
	2. 輸出型製造業支援事業	- 製品の80%以上をフリーゾーン内の輸出製造事業に販売する必要あり - 最低資本金は30万米ドル
	3. 貿易または製品輸出関連サービス業	最低資本金は50万米ドル
	4. 支援事業	最低資本金は8万米ドル
	5. 国際展示場	最低資本金は1,000万米ドル
Promotion Zone ※関税地域	6. 製造業	最低資本金は30万米ドル
	7. サービス業	最低資本金は30万米ドル
	8. ショッピングモール、コンドミニウム、住宅の建設を含む不動産事業	最低資本金は500万米ドル
	9. ホテル	3つ星レベル以上
	10. 職業訓練学校、専門学校、教職学校	最低資本金は200万米ドル
	11. 病院	100床以上かつ最新の治療器具、検査機器、研究室、手術室を有すること

- 会社形態については以下3種類が規定されている
- 一般的に選択される会社形態は、有限責任株式会社形態となっている

会社形態	概要	
有限責任株式会社 (Company limited by shares)	非公開会社 (Private Company) ※外資系企業が通常選択 する会社形態	以下3つの要件を満たす必要あり ① 株主50名以下 ② 株式、社債またはその他証券の引き受けの公募が禁止されている ③ 定款により、株式譲渡に制限を課することができる
	公開会社 (Public Company)	株主の人数について制限なし
有限責任保証会社 (Company limited by guarantee)	・ 株主の責任が、会社の清算の際に抛出する額として基本定款に定められた金額に限定される会社	
無限責任会社 (Unlimited company)	・ 株主の責任に関し、何ら制限がない会社	

(出所) 投資法、会社法、投資規制業種通達、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 投資法に基づきMIC（ミャンマー投資委員会）許可または是認を取得する企業も、経済特区法に基づく投資許可を取得する企業も、まずは会社法に基づく法人登記が必要

法人登記フロー

① 必要書類準備・必要事項の決定

- 取締役就任予定者のパスポートコピーまたはNRC（国民登録カード）コピー
- 定款

② 定款の作成

- モデル定款があり、モデル定款または独自定款のいずれかの選択が可能

③ オンライン登記システムMyCOを通じて登記申請・登記料支払い

- 申請先：投資企業管理局（DICA）（MyCOはDICAが管理している）
- 登記料は15万チャット

④ DICA承認後、法人登記完了

- 提出書類や申請内容に問題がなければ、原則として数日で法人登記が発行

（出所）投資法、会社法、投資規制業種通達、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- MIC許可の要否、規制業種該当性などについて不明な場合、MICに対し意見照会が可能。ただし、回答については、法的正当性を付与するものではないため、変更されることがある点に留意

投資法に基づく投資許可申請フロー

① 必要書類作成

- DICAのウェブサイト上に、投資法に基づく各申請用紙が掲載されている

② MICへ申請

- 500万米ドルまたは60億チャット未満の投資案件の場合は、申請先は州・管区委員会

③ MICでの承認

- MIC許可の場合：申請書受理後60日以内に審査
- MIC是認の場合：申請書受理後30日以内に審査

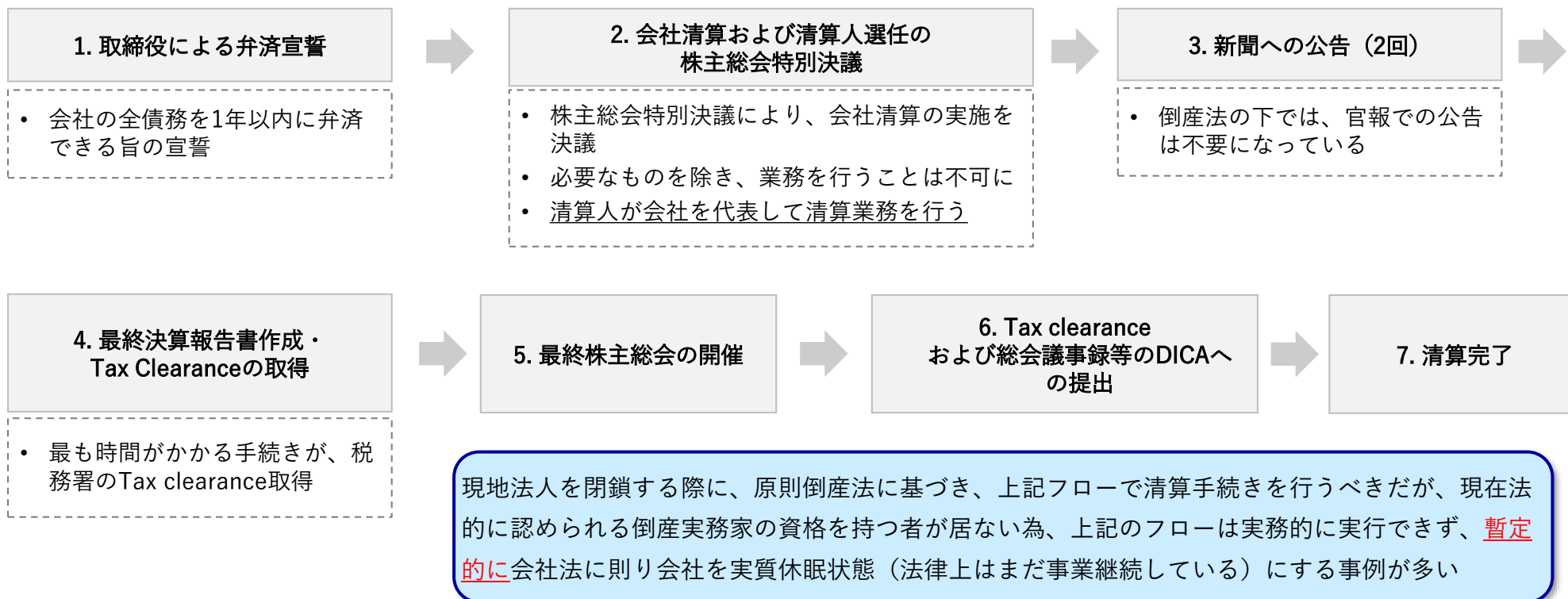
④ MIC許可または是認の発行

- MIC許可または是認の発行後に、土地契約等の正式調印を実施

（出所）投資法、会社法、投資規制業種通達、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 支店形態の場合、投資企業管理局（DICA）に対し、オンライン申請で登記抹消が可能。ただし、登記抹消後も、Taxクリアランスの取得に時間を要するため、本当の意味での閉鎖にはそれなりの時間が必要
- 現地法人形態の場合、2020年2月14日に成立し、同年3月25日に施行された倒産法をベースに手続きを進める必要あり（ただし、2024年2月末現在、清算人として認められる「倒産実務家」の資格を有している者がいない状況であり、倒産法をベースとした清算手続きを進めることができない状況であるため、会社法に則り事業を最小限に縮小し、実質休眠状態にさせるなどの暫定対応をとっている企業も多くある）

（現地法人形態）倒産法に基づき、株主主導型任意清算手続きの主なフロー



※2024年2月末時点情報

（出所）法律事務所へのヒアリングを基にみずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

- ミャンマーにおける投資規制については、「国営企業法」、「投資法」、「ミャンマー投資委員会（MIC）通達」、「経済特区法」、「特別法」、「関連省庁規制」などを参照する必要がある

国営企業法に基づき民間参入が制限される分野

以下12分野については、ミャンマー政府から認められた場合を除き、原則として民間参入は不可

1. チーク材の伐採とその販売・輸出
2. 家庭消費用薪材を除くすべての植林および森林管理
3. 石油・天然ガスの採掘・販売
4. 真珠・翡翠、その他宝石の採掘・輸出
5. 魚・エビの養殖
6. 郵便・通信事業
7. 航空・鉄道事業
8. 銀行・保険事業
9. ラジオ・テレビ放送事業
10. 金属の採掘・精錬と輸出
11. 発電事業
12. 治安・国防上必要な製品の生産

投資法に基づき禁止または制限される投資

禁止される投資

1. ミャンマー国に危険なまたは有害な廃棄物を持ち込むまたはもたらす可能性のある投資
2. 研究開発の目的を除き、栽培や品種改良のための技術、薬品、植物や動物の種類または物品などで、検査中もしくは未認可のものをミャンマー国に持ち込む可能性のある投資
3. ミャンマー国内の各民族の伝統的な文化または慣習に影響を与える可能性のある投資
4. 公衆に危害を加える可能性のある投資
5. 自然環境または生態系に重大な影響を与える可能性のある投資
6. 既存の法律で禁止されている物品の製造またはサービスの提供を伴う投資

制限される投資 (169業種)

1. 連邦政府のみが実施する投資
2. 外国投資家による実施が許されない投資
3. ミャンマー国民またはミャンマー国民が有する組織との間の合併でのみ外国投資が認められる投資
4. 関連省庁からの承認を受けることにより許される投資

(出所) JETRO資料、各種資料等よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

- 投資法に基づき制限される投資については、ミャンマー投資員会（MIC）通達（MIC Notification No. 15／2017）にて、詳細が規定されている

投資法に基づき制限される投資

分類	規制事業詳細
①連邦政府のみが実施するものとされている投資活動（9業種）	1. 政府による適宜の通知にて明記される安全および防衛のための製品の製造 2. 国防のための武器および弾薬の製造および関連事業 3. 国の郵便切手の発行、連邦国家の代理として、郵便局職員によってのみ行われる郵便集荷所、郵便ポストの設置と賃貸 4. 航空交通事業 5. 航空機操縦事業 6. 炭素排出削減に関する事業を除く天然林および森林地域の管理 7. ウラン、トリウムなどの放射性金属の実用性研究および生産 8. 電力システムの制御 9. 電気事業の検査
②外国投資家による実施が許されない投資活動（12業種）	1. ミャンマー語を含む民族の言語で書かれた雑誌の出版および配布 2. 淡水漁業および関連事業 3. 動物の輸出入に関する検疫所の設立（家畜改良獣医局が、動物の検査および許可証の発行を担当するものとする） 4. ペットケアサービス 5. 森林地域および政府が管理する自然林からの林産物の生産 6. 鉱業法に基づき、中小規模事業のための鉱物の探鉱、採掘、実現可能性調査、生産 7. 中小規模での鉱物の精製 8. 浅い油井の引き上げの実施 9. 外国人に対するビザや滞在許可のステッカーの印刷および発行 10. 翡翠、宝石用原石の探鉱、採掘、生産 11. ツアーガイドサービス 12. ミニマーケット、コンビニエンスストア（床面積は（100フィート×100フィート）10,000平方フィートまたは929平方メートル未満でなければならない）

（出所）投資法、投資規制業種通達、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

投資法に基づき制限される投資

分類	規制事業詳細
③ミャンマー国民またはミャンマー国民が有する事業体との間の合弁投資の形でのみ外国投資が認められる投資活動（22業種）	1. 魚の水揚げ場所／漁港、魚の競り市場の建設（水産局の法律、手続き、指示および規則に準拠して実施しなければならない） 2. 漁業に関連する調査活動（同上） 3. 動物診療所（家畜改良獣医局の法律、手続き、指示および規則に準拠して実施しなければならない） 4. 農業用地での作物の栽培、それらの地元の市場への流通および輸出 5. プラスチック製品の製造および国内におけるマーケティング 6. 入手可能な天然資源を用いた化学品の製造および国内での供給 7. 可燃性固形および液体、気体燃料やエアロゾル（アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香水、消臭剤、虫スプレー）の製造および国内での供給 8. 酸化剤（酸素、過酸化水素）、圧縮ガス（アセトン、アルゴン、水素、窒素、アセチレン）の製造および国内マーケティング 9. 腐食性化学用品（硫酸、硝酸）の製造および国内マーケティング 10. 圧縮、液体、固形状を含む産業化学ガスの製造および流通 11. ビスケット、ウエハース、すべての種類の麺、バーミセリなどの穀物製品の付加価値製造および国内流通 12. 甘味、ココア、チョコレートを含むすべての菓子類の製造および国内流通 13. 牛乳および乳製品を除く、食料品の製造、保存、缶詰め、加工、国内流通 14. 麦芽、麦芽酒の製造および国内流通 15. すべての種類の蒸留酒、アルコール、アルコール飲料、ノンアルコール飲料の製造、蒸留、ブレンド、瓶詰め、国内流通 16. すべての種類の精製氷の製造および国内流通 17. すべての種類の精製飲料水の製造および国内流通 18. すべての種類の石鹼の製造および国内流通 19. すべての種類の化粧品の製造および国内卸売 20. 住居用アパートメントおよびコンドミニアムの開発、販売およびリース 21. 現地ツアーサービス 22. 患者の海外の病院への搬送エージェント

（出所）投資法、投資規制業種通達、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

投資法に基づき制限される投資

分類	規制業種詳細	
	関連省庁名（対象業種数）	事業詳細（一例）
④関連省庁からの承認を受けることにより許される投資活動 （126業種）	内務省（1業種）	・ 麻薬および向精神薬を使用して製造される医薬品の製造および流通
	情報省（6業種）	・ 印刷媒体と放送メディア事業の相互資本参加 ・ 外国語における定期刊行新聞の発刊 など
	農業畜産灌漑省（18業種）	・ 獣医薬品の製造および流通 ・ 商業用畜産農業 など
	運輸通信省（55業種）	・ 通信事業 ・ 貨物の取扱サービス など
	天然資源環境保全省（15業種）	・ エコツーリズム ・ 紙用パルプの大規模製造 など
	電力エネルギー省（8業種）	・ 大規模電力事業（電力法に基づく30MW以上を発電する電気事業） など
	工業省（1業種）	・ ワクチンの製造
	商務省（2業種）	・ 小売業 ・ 卸売事業
	保健スポーツ省（12業種）	・ 私立病院事業 ・ 民間モバイル医療サービス など
	建設省（8業種）	・ 100エーカー以上の都市開発計画 ・ ネピドー、ヤンゴン、マンダレーを除く、管区および州の州都における4 エーカーを超える都市再開発 など

（出所）投資法、投資規制業種通達、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 投資法第36条では、「MIC許可を取得した場合に限り、投資を行うことができる業種」について記載があり、詳細については、投資法細則（MOPF Notification No.35／2017）に記載されている
- MIC許可取得事業とは、①ミャンマー国にとって戦略的に重要な投資、②多額の資本集約的投資プロジェクト、③自然環境および地域社会に大きな影響を及ぼす可能性のある投資、④国有地および国有建物を使用する投資、⑤ミャンマー投資委員会に対する提案の提出が必要であると連邦政府に指定されている投資の5業種が存在

MIC許可取得事業

分類	規制事業詳細
①ミャンマー国にとって戦略的に重要な投資（7業種）	1. テクノロジー・輸送インフラ・エネルギーインフラ・都市開発・天然資源・メディア等への投資で、2,000万米ドルを超える投資 2. 政府からの認可等を受けて行う事業で、2,000万米ドルを超える投資 3. 国境地帯・紛争地域で行われる投資で、100万米ドルを超える投資 4. 国境をまたぐ投資であって、100万米ドルを超える投資 5. 州・管区をまたぐ投資であって、100万米ドルを超える投資 6. 1,000エーカー以上の土地を使うことを前提とする農業分野への投資 7. 100エーカー以上の土地を使うことを前提とする非農業分野への投資
②多額の資本集約的投資プロジェクト（1業種）	1. 投資額が1億米ドルを超える投資

（出所）投資法、投資法細則、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

MIC許可取得事業 つづき

分類	規制事業詳細
③自然環境および地域社会に大きな影響を及ぼす可能性のある投資 (3業種)	1. EIA（環境評価）が必要になる（必要になると考えられる）プロジェクト 2. 環境保護法等によって自然環境の保護が必要とされる地域に実施される投資 3. 以下の土地の利用が必要になる投資： ● 最低100名の移転または100エーカーの土地の収用等が必要になる投資 ● 100エーカー以上の土地を利用し、既存土地占有者の土地利用および天然資源へのアクセスに係る制約をもたらす投資 ● 100エーカー以上の土地を利用し、既存土地占有者との紛争をもたらす投資 ● 最低100名の土地占有者の土地利用に係る権利の侵害をもたらす投資
④国有地および国有建物を使用する投資	
⑤ミャンマー投資委員会に対する提案の提出が必要であると連邦政府に指定されている投資	

その他、投資法第46条では、「ミャンマー国とその国民の安全、経済状況、環境、社会的利益に重大な影響を与える可能性のある投資活動に関し、ミャンマー投資委員会がMIC許可の準備をする際、ミャンマー投資委員会は連邦政府を通じて連邦議会に対し、MIC許可についての承認を求めるものとする。」と記載されている。つまり、連邦議会の承認が必要な業種も存在している

（出所）投資法、投資法細則、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

■ ティラワ経済特区において禁止または許可されない業種は以下の通り

経済特区法に基づき制限される投資

分類	規制事業詳細
①禁止業種（9業種）	1. 武器、兵器および爆破物の軍事目的の製造、修理、提供事業 2. 自然環境および生態系に影響を与える製造、加工包装およびサービス業 3. 海外向けの廃棄物を用いた再生産工場 4. 麻薬および向精神剤の製造および加工包装 5. 公衆衛生および自然環境に影響を与えることを理由として国際規制または WHOにより禁止されている毒物、農薬および化学薬品の輸出、製造または加工包装 6. 海外から輸入した産業廃棄物を使用する事業 7. オゾン層に影響を与える禁止物質の製造または加工包装 8. アスベストを使用した製品の製造、加工包装、販売 9. 公衆衛生および自然環境に影響を与える製品の製造、加工包装
②認可されない業種（4業種）	1. 廃棄物処理およびリサイクルに関する国際基準を満たさないプラスチックまたは廃棄物の再利用事業 2. 中古の衣類、綿花及び生地再利用、中古の衣類、低品質のウール、綿花、毛布、スカーフを使用した工場 3. 海外からの中古品の輸入による修理、改良または開発およびエンジンの修理事業 4. 既存の法令に反する化学品、生物、品物、産業品および技術の輸出

（出所）公開情報等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 「ホテル業」、「観光業」、「金融業」については、特別法に基づき所管官庁の許認可を要する事業として規定されている

ホテル業

- 事業を始める前に、ホテル観光省に事前承認を求め、その承認を得た後、ホテル観光局に事業許可（ライセンス）を申請する必要がある
- ライセンスの有効期間は3年間であり、申請により延長が可能

観光業

- 旅行企画・運営業、旅行代理店、旅行運送業、ツアーガイドを行う場合は、ホテル観光省からライセンスを取得する必要がある
- ライセンスの有効期間は3年間であり、申請により延長が可能

金融業

- 金融業には商業銀行、投資または開発銀行、ファイナンス会社、信用組合等が含まれる
- 国営、民間共同事業、民間のいかんを問わず、金融業を行いたい場合は、ミャンマー中央銀行の事前許可を取得する必要がある
- 外国の金融業者（銀行を含む）が駐在員事務所を開設する場合、中央銀行の事前承認が必要
- 証券事業を行う場合は、ミャンマー証券取引委員会の事前許可を取得する必要がある
- 中央銀行は、2022年7月より、100%外資のノンバンク金融機関の設立および投資を認めるようになった

（出所）JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- ミャンマー商業省は、2018年5月9日付通達として、Notification No. 25／2018を公布。この通達により、外資100%での卸売業・小売業が認められることとなった

外資企業が卸売業・小売業を行う際の各種要件

■ 最低初期投資額

	外資0～80%未満	外資80～100%
卸売業	200万米ドル	500万米ドル
小売業	70万米ドル	300万米ドル

- ✓ 初期投資額には、土地の賃貸料は含まない
- ✓ 店舗面積が929㎡未満のミニマート、コンビニエンスストアは、地場100%の場合のみ実施可能

■ 当初投資額の送金のタイミング

新設の場合 (100%外資・ 合併会社)

- ✓ 申請日から30日以内：初期投資額の50%
- ✓ 2年目：初期投資額の30%
- ✓ 3年目：当初投資額の20%
 - ・上記の通りに、投資額がミャンマー国外からミャンマー国内に払い込まれたことを示す証ひょうを商業省に提出する必要がある

- ✓ 新設以外の場合は、別途規定あり

(出所) 商業省通達、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 投資法第75条によると、投資促進分野通達（MIC Notification No.13/2017）に記載されている業種に投資を行う場合は、所得税の免税措置の申請が可能となっている
- 投資促進分野は全20分野、192業種が対象となっている

投資促進分野

分野（対象種数）	事業詳細等（一例）
1. 農業および農業関連事業（タバコ、バージニア（紙巻きタバコ）の栽培、生産を除く）（30業種）	・ 作物の製粉および生産事業 ・ 農業用機械賃貸事業 など
2. 植林、森林保全その他森林に関する事業（4業種）	・ 森林植林 など
3. 家畜生産、海産物の養殖および生産その他関連事業（10業種）	・ 豚の飼育、繁殖および生産商業用畜産農業 ・ 家禽の飼育、繁殖および生産 など
4. 製造（タバコ、リキュールおよびビールの製造を除く）（92業種）	・ 魚および海産物の生産、加工および冷凍 ・ 衣服の生産 ・ 自動車およびトレーラー用ボディー（車体）の生産 など
5. 工業地帯の開発	・ 工業地帯の設立のために、開発者は、適切な比率の、工業地帯、道路、広場、給水設備、電気、病院または診療所、管理事務所、消防署、機械施設、公園エリア、産業廃棄物管理および工業地帯を、工業地帯の基準に従い、建設しなければならない
6. 新都市の開発	・ 新都市のため、開発者は、適切な比率の、都市部、道路と広場の給水、電気、病院または診療所、管理事務所、消防署、学校、市場、遠距離通信エリア、公園エリア、を都市部の基準に従い、建設するものとする
7. 都市開発活動（5業種）	・ 給水 ・ 手頃な価格の住宅の建設および賃貸 など

投資促進分野 つづき

分野（対象業種数）	事業詳細等（一例）
8. 道路、橋および鉄道線の建設（4業種）	・ 新しい高速道路およびそれらに架かる橋の建設 鉄道線路の建設 など
9. 港湾、河川港およびドライポートの建設	-
10. 空港の管理、運営および維持	-
11. 航空機の整備	-
12. 供給、輸送事業（12業種）	・ 道路を使用して運ぶ貨物の保管事業、低温流通システムの確立 など
13. 発電および送配電	-
14. 再生可能エネルギーの生産（2業種）	・ 太陽光、風および地下熱の力を利用した発電および送配電 など
15. 遠距離通信事業（3業種）	・ ファイバーパイプライン、通信回線および電線の設置ならびに通信塔の建設
16. 教育事業（7業種）	・ 私立学校、技術および職業訓練校 など
17. 保健事業（5業種）	・ 病院事業、私立診療所事業 など
18. 情報技術事業（2業種）	・ 情報技術基盤事業、ソフトウェア開発
19. ホテルおよび観光（3業種）	・ ホテルおよびリゾートの建設によるサービスの提供 など
20. 科学研究開発事業（7業種）	・ 農業および繁殖に関する科学研究開発事業 など

- 投資促進分野に該当する場合、所得税の免税措置申請が可能
- 投資家からの申請により、ミャンマー投資委員会は、関税やその他国内税の免税または減税の許可が可能

所得税免税

区分	免税期間 (事業開始年度を含め連続した期間)	1年以内の再投資
ゾーン1 (最も開発が進んでいない区域)	7年間	免税または減税 (MIC 認可または是認を得た投資事業から得られた利益を、かかる投資事業または類似種類の投資事業に、1年以内に再投資する場合)
ゾーン2 (適度に開発が進んだ区域)	5年間	
ゾーン3 (十分に開発が進んだ区域)	3年間	

関税およびその他の国内税に関わる優遇（一例）

- 投資事業の建設期間または準備期間に実際に必要なものとして輸入された機械、設備、機器、機械部品、スペアパーツ、ミャンマー国内で入手できない建築資材、事業で使用する資材に対する関税、またはその他の国内税、またはその両方の免税または減税
- 輸出用製品の製造を目的とした輸出型投資事業による原材料、および半完成品の輸入に対する関税、もしくはその他の国内税、またはその両方の免税または減税
- 輸出用製品の製造に使用される原材料、および半完成品の輸入に対する関税、もしくはその他の国内税、またはその両方の払い戻し

■ 経済特区法では、投資法より広範囲のインセンティブ享受が可能

	Free Zone	Promotion Zone
所得税	- 営業開始日から7年間の所得税が免税 - 次の5年間の所得税は2分の1に減額 - 事業利益の再投資を1年以内に行ったことにより得た利益については、次の5年間の所得税が2分の1に減額	- 営業開始日から5年間の所得税が免税 - 次の5年間の所得税が2分の1に減額 - 事業の利益の再投資を1年以内に行ったことにより得た利益については、次の5年間の所得税が2分の1に減額
赤字繰り越し	損失を5年間まで繰り越し可能	
関税	- 生産用の原材料および機械、その代替部品、工場、倉庫および事務所を建設するための資材、事業用車両の輸入について関税等は免除 - 輸入する卸売等のための商品および委託商品、車両等の必要な材料に対する関税免除	- 販売目的でない機械器具、その代替部品、工場、倉庫および事務所を建設するための資材、車両および事業に実際に必要な物品については、それらの輸入開始時点から5年間、関税等が免除 - 次の5年間は、50%関税等が軽減 - 海外輸出用、またはFree Zone向けの原材料に対しては免税措置あり
商業税	- 免税 - 国内市場またはPromotion Zoneから輸入した物品についても免税申請可能 - 製造した商品を海外に輸出する場合、免税	- 所定の期間内のみ免税 - 製造した商品を海外に輸出する場合、免税

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

ヤンゴン支店概要	
名称	Mizuho Bank, Ltd. Yangon Branch
住所	セドナホテル ビジネス棟4階 Level 4 Sedona Business Suites No.1 Ka Ba Aye Pagoda Road, Yakin Township Yangon Republic of the Union of Myanmar
開業	2015年8月3日
営業時間	月曜日－金曜日 9:30－15:00（月末のみ8:30－14:00）
人数	55名（2024年4月時点）
その他	ティラワ出張所を2015年12月に開業



Yangon Branch Office



Thilawa Front Office



- みずほ銀行が進出支援に向けてミャンマーで取り組んできたMOUは以下の通り

各MOUの概要

	Ayeyarwady Bank	UMFCCI	MIC	Max Myanmar
				
機関	民間銀行	ミャンマー商工会議所連盟 (ミャンマー経済界)	ミャンマー投資 委員会 (政府の外国投資の認可 機関)	民間企業
締結日	2013年12月	2014年9月	2015年7月	2016年11月
締結の目的	日本企業進出支援			
特徴	ミャンマーを 代表する銀行	ミャンマーの企業や 業界団体が加盟	投資促進での 政府サポート	Maxグループとの さらなる関係強化

(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略部作成

- 2013年12月、みずほ銀行は、民間大手銀行の一行であるAyeyarwady Bankと日系企業進出支援に関する業務協力覚書を締結
- みずほ銀行はAyeyarwady Bankとの業務提携を生かし、お客さまへ銀行サービスをご提供



Ayeyarwady Bankの概要	
設立日	2010年8月11日
主な取扱業務	Retail, Commercial, Investment and Development
総資産	7兆 チャット
拠点数	262支店
従業員数	約6,000人

(出所) 各種公開情報より みずほ銀行国際戦略部作成 (写真: みずほ銀行撮影)

- 2014年9月、みずほ銀行はミャンマー最大の経済団体ミャンマー商工会議所連盟（UMFCCI）と日系企業進出支援に関する業務協力覚書を締結
- UMFCCIとの覚書締結により、ミャンマー投資に向けた日系企業の事業展開のサポートに関し、みずほ銀行の提供する投資情報とサポート体制が、より一層充実

MIZUHO

ミャンマー商工会議所連盟（UMFCCI）について

- 現在傘下に3万社以上の加盟企業と76の系列事業者団体、地域や州の商工会議所、国境貿易の商工会議所を有するミャンマー最大の経済団体
- UMFCCIの主な活動は、加盟企業への情報提供、人材開発、ビジネス紹介、セミナー等様々な分野でサービス提供

主な業務提携内容

- 日系企業進出、誘致に関する相互協力
- 日系企業のミャンマー進出相談会等の共催
- 日系企業に対するミャンマー側パートナー候補の紹介、ミャンマー進出に伴う諸手続きのサポート等

（出所）各種資料より みずほ銀行国際戦略部作成（写真：みずほ銀行撮影）

- 2015年7月28日、みずほ銀行はミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission、以下、「MIC」）との間で日系企業進出支援に関する業務協力覚書を締結。MICとの業務協力覚書締結は邦銀初
- <みずほ>は、本覚書締結により、日系企業を中心としたお客さまのミャンマーへの新規進出や事業拡大を従来以上にサポートするとともに、進出サポートを通じてミャンマーの経済発展にも貢献

MIZUHO



Myanmar Investment
Commission

ミャンマー投資委員会（MIC）について

- ミャンマーにおいて外国投資法に基づき設置された、外国企業の投資許認可の申請受付や投資許可証の発行を担う政府機関

主な業務提携内容

- 本覚書は、ミャンマーへの進出を検討する日系企業に対する現地情報の提供およびサポート体制の充実を目的とし、具体的には、以下に取り組む
 1. 日系企業進出・誘致に関する相互協力
 2. 投資セミナー共催
 3. 日系企業進出時の諸手続きのサポート

（出所）各種資料より みずほ銀行国際戦略部作成（写真：みずほ銀行撮影）

- 2016年11月、Max Myanmar Holding Co., Ltd.と日系企業のミャンマーへの投資促進支援を目的とする業務協力覚書を締結。邦銀が同グループと締結するのは初めて
- 同社のミャンマー全土のネットワークを活用し、日系企業の新規進出や事業拡大ニーズをより細かくサポートし、ミャンマー経済発展への貢献をめざす



Max Myanmar Holdingについて

- エネルギー、建設、高速道路、セメント、農業、貿易関連事業等、幅広い事業を展開するミャンマーを代表する企業グループ
- Maxグループは1993年に設立、グループ系列には2013年みずほ銀行がMOUを締結したAyeyarwady Bankがある
- 会長のZaw Zaw氏は日本でのビジネス経験が豊富で日本への造詣が深い

主な業務提携内容

- Max Myanmarグループとの更なる関係強化
- みずほ銀行のお客さまのミャンマーへの投資促進支援の強化
- 日緬両国の関係強化および日系企業によるミャンマーへの投資促進

(出所) 各種資料より みずほ銀行国際戦略部作成 (写真：みずほ銀行撮影)

© 2024 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

